

2018年度大津市予算編成にあたっての政策要望

日本共産党大津市会議員団

はじめに.....	4
政策調整部.....	5
1. 平和への取り組みを.....	5
2. 原発から市民の健康・安全を守ること.....	6
3. TPPからの撤退を国に求め、大津市の農業再生を図ること.....	6
4. マイナンバー制度の中止を国に求めること.....	6
5. 庁舎整備について市民意見を反映させ十分な検討を.....	6
6. 市民の権利を尊重し、開かれた市政運営を.....	7
7. 葛川地域の地域振興を.....	7
総務部.....	8
1. 平和への取り組みを.....	8
2. 市民の生活と人権を守る行政運営を.....	8
3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を.....	9
4. 消費税増税に反対すること.....	10
5. 地域経済を支える市内中小企業への支援を.....	10
6. 災害に強いまちづくりを.....	10
7. 被災者生活再建支援法の抜本拡充を.....	11
8. 選挙の投票率向上へ取り組みを.....	12
市民部.....	12
1. 市民生活を支える行政サービスの充実を.....	12
2. 地域安全・住民自治の発展の促進を.....	13
3. 「市民が主人公」の立場に立った豊かな文化・スポーツのまちづくりの促進を.....	13
4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを.....	14
福祉子ども部.....	15
1. 安心して子育てできる環境整備を.....	15
1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を.....	15
2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を.....	16
3) 地域で安心して子育てができる支援を.....	17
2. 障がい者の権利条約に基づく施策の充実を.....	18
1) 障がい者の権利保障を基本とした取り組みの強化を.....	18
2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ.....	19
3. 反貧困、人間らしい暮らしの支援へ.....	20
1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を.....	20
2) 格差と貧困解消への積極的な取り組みを.....	20
健康保険部.....	21
1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充.....	21
2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ.....	22

1) 市民の命を守れる国民健康保険の運営を	22
2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを	23
3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを	23
1) 医療と福祉の連携で安心の体制を一医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ	23
2) 市民の心身の健康を守る施策充実へ	24
3) 子どもたちの健やかな成長へ、支援体制の強化を	24
4) 市民の食の安全へ取り組みの強化を	25
5) 人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを	25
産業観光部	25
1. 地域経済活性化への取り組み強化を	25
2. 農業振興と食の安全、安心確保を	27
1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を	27
2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を	28
環境部	29
1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を	29
1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を	29
2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を	30
2. 環境保全対策の充実・強化を	30
未来まちづくり部（都市計画）	31
1. 安全な住宅のために耐震診断・改修促進の支援強化を	31
2. 住みやすい市営住宅の整備のために	31
3. 市営住宅の管理運営のあり方の見直しへ	31
4. 空き家対策と居住支援の推進を	32
5. 液状化・地滑り地域の災害対策を	32
6. 環境破壊や近隣住民に不安を与える開発事業をなくすための施策を	32
7. 市街地農地保全策の検討を	32
8. 景観保全に組み込み、歴史的な町家・街道を生かした賑わいのあるまちづくりを	32
9. 区画整理事業の適切な事業の推進	33
10. 安心・安全な公園・広場の維持管理を	33
11. ふれあいスポーツセンターの運営改善を	33
未来まちづくり部（建設）	33
1. 地域公共交通の充実を	33
2. 道路、鉄道などのバリアフリー化の促進へ	34
3. 利用しやすい駐車場事業の推進を	34
4. 生活道路の整備促進を	34
5. 市道橋改修推進、安全維持の点検・管理を	35
6. 琵琶湖大橋の無料化促進へ	35
7. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を	35
企業局	35
1. 市民負担を増やさない水道事業の安定した運営を	35
2. 下水道事業の安定した運営を	35
3. ガス事業を守り、市民に安全なガスの供給を	35

4. 市民のライフラインを守る職場環境の改善と人材育成の推進を.....	36
5. 生活困窮者に対する料金減免制度の創設を.....	36
教育委員会.....	36
1. いじめを乗り越え、安心して学び成長できる学校へ.....	36
1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを.....	36
2) 一人ひとりが健やかに成長できる教育の保障を.....	37
2. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を.....	39
消防局	40
1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を.....	40
2. 消防団、自主防災組織、地域の活動への支援充実を.....	41
3. 地区防災計画の策定に向けて、危機防災課とも連携した支援を.....	41
4. 火災報知器の設置促進の支援を.....	41
5. 救急車の有料化は行わないこと.....	41

はじめに

安倍自公政権は、森友・加計学園疑惑の真相解明には背を向ける一方で、国会の議席の多数をもって秘密保護法、安保法制、共謀罪法を強行成立させ、沖縄の新基地建設、原発の再稼働などでは、幾度も選挙で民意が示されたにもかかわらず、これを無視して暴走政治を行っている。多数の議席を獲得すれば何でも許されるものではなく、それによって違憲立法を強行することは、日本国憲法が民主主義の根幹としている国民主権を根底から壊すものであり許されるものではない。国民の中には、憲法を守り、立憲主義の回復と平和を求める声が一段と広がっている。国民主権を守り国民の声、世論が反映される政治の実現が求められている。

こうした国による住民の命や権利を脅かす動きに対して、地方自治体として住民を守る立場で反対を表明するとともに、国の専管事項を理由に自治体独自の対応を行わないというのではなく、住民の声を届け、住民の願いに応えることはきわめて重要な役割となっている。

暮らしと経済においては、安倍政権の進める「アベノミクス」によって大企業や富裕層は優遇税制のもと富を増やす一方で、国民は貧困と格差の拡大により厳しい状況に置かれている。2014年4月の消費税の5%から8%への増税の影響が続き、家計消費が連続30か月落ち込むなど経済の低迷を招いている。消費税の10%増税は中止し、大企業や富裕層への行き過ぎた優遇税制を改め、応能負担の原則による税制へと改革し、経済民主主義を確立することが求められている。

また格差と貧困の広がりや医療・介護の制度改悪の影響をはじめ、少子高齢化による人口減少、地域経済の低迷など多くの課題が山積している。国は地方自治体を応援するどころか、地方版総合戦略や地方創生によるトップランナー方式の導入により交付金獲得のための自治体間競争を押しつけ、公共施設総合管理計画の策定も求めるなど統制を強めている。

大津市では、2017年度から5年間で398億円の財政不足が見込まれるとする「中期財政フレーム」が示された。さらなる行財政改革を推進する越市長の下で、市民サービスを担う市職員の削減・非正規化の拡大、税や保険料の収納強化、施設使用料・利用料の値上げ、補助金の削減が相次ぎ、民間委託の拡大も相まって市民サービスの後退が進んでいる。

またコンサルタント業務委託が増える一方で、市職員が市民と接する機会が少なくなり、市民目線での企画立案や、その能力の向上が阻害されている。さらにごみ焼却施設の建て替えをはじめ、富士見市民温水プール移転新築事業、東部学校給食共同調理場整備・運営事業などで、国の求めるPPP/PFI事業手法を導入し、企業の利益優先の事業を推進している。市としての責任が曖昧になり、市民サービスの低下が危惧されるところである。

公共施設の適正管理では、市民センターや幼稚園・小中学校・市営住宅を中心に30%のコスト削減を目標に取り組みを進めている。公共施設は地域で市民生活を支える拠点であり、南北に長い大津市にとっては、市政運営にとってもまちづくりにとっても重要な役割を担っている。適正化にあたっては、市民への丁寧な説明と意見要望を反映した検討を行い市民の納得が得られるように取り組むことが大切である。

経費削減・効率化、負担の公平性を優先させ、市民サービスの後退や市民負担を増やすことを前提とする行政改革ではなく、地方自治の原点である市民福祉の向上を実現し、住んでいて良かった、住み続けたいと思える大津にすることを求め、来年度大津市の予算編成にあたっての政策要望を行うものである。

政策調整部

1. 平和への取り組みを

①憲法を守り、地方自治の本旨を貫く立場での対応を

この数年来、自公政権は、集団的自衛権容認の閣議決定を行い、特定秘密保護法、戦争法（安保法制）、共謀罪法（テロ等組織犯罪準備罪法）と相次いで憲法無視、憲法違反の法律を強行成立させている。

特に、2015年9月に強行された戦争法は、「憲法9条のもとでは集団的自衛権は行使できない」という戦後60余年にわたる政府の憲法解釈を覆し、日本を戦争する国へと変質させるもので、市民の平和で安全な暮らしを守る道にも反するものである。現在、北朝鮮の核・ミサイル開発で軍事的緊張が高まる中、安倍政権は安保法制の発動として、国民にも知らせないまま、自衛隊による「米艦防護」などを実施している。日米軍事一体化の推進は、地域の軍事的緊張を高め、日本を深刻な危険にさらしている。北朝鮮問題の解決の唯一の道は、経済制裁強化と一体に「対話による平和的解決」に知恵と力を尽くすことである。

また自公政権は、沖縄・米軍新基地建設でも選挙を通じて示された県民の民意に耳を傾ける姿勢はなく、これは地方自治を脅かすものである。

これらの危険な動きが進む一方で、今年7月7日、核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択された。これは日本の被爆者たちの長年のたたかいが実った歴史的なものであるが、唯一の戦争被爆国である日本政府は署名・批准を拒否し、世界の流れに逆行する恥ずべき態度をとっている。

- 住民の命と暮らしを脅かすことに対してはきっぱりと反対し、地方自治の本旨を貫く立場での行政運営を行うこと。
- 地方自治を尊重して、沖縄県との真摯な協議を継続するよう政府に求めること。
- 市民の知る権利を奪い、意見を封殺する特定秘密保護法の撤廃を政府に求めること。
- 特定秘密を取り扱う職員に対する身元調査や関係者調査などを行わないこと。
- 人と人の意思疎通そのものを犯罪とし、国民の思想・良心の自由を侵害する共謀罪法の撤廃を政府に求めること。
- 憲法9条の精神にたち、北朝鮮問題の「対話による平和的解決」を政府に求めること。
- 唯一の被爆国として、核兵器禁止条約批准を政府に求めること。

②自衛隊による要請・訓練等への毅然とした対応を

- 集団的自衛権行使容認の閣議決定以降、自衛隊の任務が拡大されている。自衛隊の訓練内容について、実態の把握に努めるとともに、市民の平穏な生活を守る毅然とした対応をとること。
- 武装自衛官の市街地行軍訓練など、基地外での演習行為を中止するよう求めること。
- 訓練や航空機飛来などの際は、市民に対する事前事後の情報提供などを行うこと。
- 市街地上空を低空で自衛隊の航空機が飛行し、市民に不安を与えている。市街地を避けることや低空飛行を行わないよう関係機関に求めること。
- 自衛隊による高校生への入隊勧誘が強まっている。就職解禁日より前に、家庭訪問で生徒個人を勧誘する違反事例も相次いでいる。

自衛隊の住民基本台帳の閲覧にあたっては、ルールを厳格化し、引き続き紙媒体やデータ等での提供を行わないこと。

- 中学生の職場体験学習の実習先に自衛隊が含まれているが、自衛隊は、労働権も保障されず、命令に従わなければ処罰されるという、他の職業にはない厳しい職務が要求される。軍事的行

為につながる自衛隊での職場体験を、他の職場体験と同列に扱うべきではなく、市内中学校で自衛隊への職場体験は行わないこと。

2. 原発から市民の健康・安全を守ること

東京電力福島第一原発事故から6年半たっても、6万8千人の福島県民が避難生活を余儀なくされているにもかかわらず、政府は「終わったこと」として原発再稼働と原発輸出を推進している。原発は、一たび過酷事故が起きれば、市民の命や生活、自然環境を回復不能なまでに破壊するものであり、その安全性は確立されていない。また、原発を再稼働すれば、計算上わずか6年で、すべての使用済み核燃料貯蔵プールが満杯になり、「核のゴミ」の問題を深刻化させるだけである。どの世論調査でも、再稼働反対は国民の中の揺るがない多数派であり、福井の原発銀座を隣県に持つ大津市民にとっても他人事ではない。

- 原発は市民の安全を脅かすものであり、国に対し、再稼働を行わないこと、「プルサーマル」も含め「核燃料サイクル」からきっぱり撤退するよう求めること。
- 福島原発事故の賠償については、電力会社の責任を明確にするとともに、国民に負担を押しつけることがないよう政府に求めること。
- 市長自身が脱原発の世論を広げる役割を果たすとともに、脱原発の運動の先頭に立つこと。

3. TPPからの撤退を国に求め、大津市の農業再生を図ること

農業は2000年代に入って、総産出額も農業所得も担い手も減り、先進国で最低レベルの食料自給率は、さらに悪化している。ところが自公政権は、農業でも「競争力強化」と言いながら、農業経営を支えてきた所得補償を農業者の反対の声を無視して廃止しようとしている。また、主要農作物種子法（種子法）が2018年3月末に廃止されることに、農業関係者など現場で不安や危惧の声が広がっている。

- 大津市の農業・食の安全を守るためにも、国に対し TPP からの撤退を求め、農業再生の具体策を講じること。
- 国民の共有財産である種子は、農業や食料生産の基盤であり、種子を守るために国や県に責任を果たすよう求めること。

4. マイナンバー制度の中止を国に求めること

2016年1月からスタートしたマイナンバー（個人番号）制度は、社会保障の給付抑制、税・保険料の徴収強化に利用し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが最大のねらいであるが、個人情報漏えい、システムのトラブル、巨額の税金投入など様々な問題をはらんでいる。

- 市民のプライバシー権を守るためにも、国に対しマイナンバー制度の廃止を求めること。
- 自治体には、ナンバーの独自利用が認められているが、市独自の新たな情報の紐付けは行わないこと。
- 特別徴収義務者に送付される税額決定通知書へのマイナンバーの付記を中止すること。

5. 庁舎整備について市民意見を反映させ十分な検討を

- 庁舎のあり方が暗礁に乗り上げている。南北に長い本市において、高齢化や市民の利便性の点からも、各学区の支所機能を活用した庁舎のあり方を検討すること。

- 中消防署整備地を早期に決定し、庁舎整備の計画的推進を図るため、市長部局が責任を持って取り組むこと。

6. 市民の権利を尊重し、開かれた市政運営を

①大津市男女共同参画条例に基づく実効性のある計画推進を

国を挙げて女性活躍の推進が掲げられ、女性雇用者は増えているが、その 75%は非正規雇用である。賃金、賞与を含め正規雇用との労働条件の格差は残されたままである。日本の女性の正社員賃金も管理職の比率も世界から大きく後れをとっている。大津市が 2014 年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査報告書からも、根深い固定的な性別役割分担意識があることがうかがえる。

第 3 次の男女共同参画推進計画の「おおつかがやきプランⅢ」には、基本方針として、職場における男女共同参画、政策や方針決定過程への女性参画など特に課題が残る事項について重点的に取り組むことや、男女共同参画を推進することの重要性が具体的に実感できる取り組みを推進するとしている。

- 誰もが子育てや介護をしながら働き続けられるよう、課題を明確にして職場環境づくりに取り組むこと。
- 大津市女性活躍推進重点事業である Otsu プロジェクト-W を見直し、大多数を占める非正規労働者への支援策を盛り込むこと。
- 男性が育児や家事に参加できるよう、世代を超えた働きかけを行うこと。
- 政策・意思決定の場において男女の平等な参加を実現するため、まず市の行政機関において女性の登用を積極的に行うこと。

②市民の権利と自由を守り発展させる市政運営を

- LGBT・性的マイノリティの人たちへの差別解消や支援の推進等、一人ひとりの人格と個性が尊重される大津市をつくることが求められる。

公的書類の性別欄については、撤廃すること。先進自治体も参考に、同性カップルを「結婚に相当する関係」と認定する条例の制定や、同姓カップル世帯でも子育て支援等のサービスが受けられるなど、積極的な施策を推進すること。LGBT 対策に積極的に取り組む企業の顕彰を行うなど啓発に取り組むこと。

- パブリックコメントの募集にあたっては、市民が気づかないまま終了しているなど、高齢者などネット環境に不慣れな市民にとっては閲覧や意見提出に困難があるなど課題が多く、工夫と改善をすること。
- 市長が行っている市民や各種団体とのミーティングの市政への反映状況、成果を明らかにすること。
- 行政による「政治的公平」を口実にした市民の言論・表現活動や集会への不当な介入を行わないこと。

7. 葛川地域の地域振興を

葛川地域は過疎化が進み、市内で唯一の限界集落となっている。策定された大津市総合戦略や都市計画マスタープランなど、市の基本政策には葛川地域の振興政策が見いだせない。一方で、都会から地方に移住する若者が全国的には増えている。

- 医療・公共交通など課題ごとに各部局任せとなっているが、葛川地域への I ターン、U ターンを促すため、家賃補助や住宅改修など定住促進事業を推進し、部局横断的に活性化に向けた地域

振興計画が策定できるよう、政策調整部としての役割を発揮すること。

総務部

1. 平和への取り組みを

①憲法擁護への積極的な取り組み

- 日本国憲法の平和的・民主的条項を覆す動きに反対し、憲法第 99 条に規定する憲法擁護義務を負う立場に立って「憲法を暮らしに生かす」ことを掲げ、積極的に憲法の理念や内容を普及すること。
- 市民から自発的に起きる憲法擁護の運動を支援すること。

②核兵器廃絶への取り組み強化を

- ふるさと都市恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、核兵器廃絶への取り組みを強めること。

2. 市民の生活と人権を守る行政運営を

①市民本位の施設整備を行うこと

公共施設マネジメント計画に基づき、市内の公共施設の統廃合が進められようとしているが、30年で、コストと床面積を合わせて現在より 30%削減するという数値目標ありきで、再編・統廃合など削減のみの計画となっている。

公共施設は本来、市民の様々な基本的人権の保障や公共的必要性という点で、学校や図書館などそれぞれに特定の公共的な目的を持って建設、運営をされている。

一方、市民は、自らの必要性や関心事などに応じて公共施設を利用して、そこでの活動などを通して成長、発達が保障されている。そのため、公共施設の廃止や削減の、手法や方向性によっては住民の生涯にわたる発達や向上が阻害されかねないことから、市民の権利を尊重した丁寧な対応が重要である。

- 耐震化や長寿命化を基本に、安易に施設を廃止し市民サービスを低下させることのないよう、さらに市民の意見をよく聞き、必要な施設は増設、整備を進めていくこと。

②市民サービスを後退させる行政改革は行わないこと

職員の正規から非正規への置き換え、三者協働に逆行する補助金の削減、施設使用料・利用料等の値上げ、民間アウトソーシングなど、この間連続して、市民に負担を強いる行政改革が進められている。地域を活性化させ、市民の暮らし・福祉・教育を支援するという自治体本来の役割とは、大きくかけ離れている。市が発表した次期中期財政フレームは、2箇所のごみ処理場建設や東部学校給食共同調理場建設などを理由に、向こう 5 年間で 398 億円の財政不足が生じると示しており、2017 年度からの新たな行政改革プランにおいては、これまで以上の行革が打ち出されており、市民生活や地域経済への大きな影響が懸念される。

- これ以上、市民に負担を押しつけるのではなく、市民生活を応援する予算編成を行うこと。
- 補助金適正化の名で、補助率の低下や提出資料の煩雑化が進み、事業の継続や補助金の受け取りを断念する団体も見受けられる。三者協働の理念からも見直しをすること。
- 施設使用料の値上げを行わないこと。

③安定した財政制度を国に求めること

地方創生法に基づき交付金の分配に差をつける KPI（重要業績評価指数）や、ふるさと納税、トップランナー方式など、国の地方自治体に対する財政制度は、自治体間競争を煽るものへと変質し、安定した自治体運営を脅かしている。

- 国の責任を放棄するような財政制度について、見直しを求めること。

④安易な指定管理・民間委託の見直しを

安倍政権は、大企業・金融機関・ゼネコンに新たな市場をつくり出すため、PPP/PFI 事業の活用をこの数年でさらに加速させ、強行に推し進めている。2014 年、地方自治体に公共施設等総合管理計画の策定を求め、特に人口 20 万人以上の自治体には、計画策定と実施にあたって PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するよう促すとし、導入検討の原則化まで打ち出した。これに対し、地元企業の締め出しにつながるとの指摘もされている。

また、PPP/PFI 導入可能性調査等で、多額のコンサルタント委託料の発生や、市職員に膨大な事務処理が課されるなど問題も多い。

- PPP/PFI 手法の導入は止めること。
- トップランナー方式に惑わされることなく、安易な指定管理への移行は行わないこと。
- 指定管理者制度の導入にあたっては、効率化や事業費削減ありきではなく、市民目線で適切な管理運営が行われているのか、市の責任あるモニタリングとなるようチェック項目や内容の精査を行い、事業者とともに改善に向けた取り組みが実施できるよう各部局に徹底すること。

3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を

職員の正規から非正規への置き換えが進められている。国や県からの事務移譲増等により、部署によっては、業務量と比して職員が不足していて休暇も取れない現状が続いている。慢性的な人員不足と困難な市民対応などで、長期病休となっている職員も依然としてなくなる。とりわけ住民の命や健康を最前線で守る福祉職場の窓口業務が、非正規職員で守られているという現状がある。

また、各部局が策定する計画において、大津市の歴史や風土、土地勘のない民間事業者に調査委託をされていることが散見されるが、職員同士の意思疎通が損なわれていたり、職員の顔が市民に見えないことは、それぞれの心の隔たりとなり、風通しの良い職場づくりや三者協働に逆行するものである。

- 国による地方公務員の賃金引き下げ圧力が強められている。こうした国からの地方自治体への攻撃は、きっぱりとはね返すこと。
- 公務職場に人事評価はなじまない。人事評価を給与に反映させないこと。
- 人事評価が導入され、2014 年からは管理職、2015 年からは一般職の期末勤勉手当など処遇に反映されている。しかし、市民サービスを基本とする公務労働は、目標設定も不明瞭で、人事評価にはなじまない。処遇に極力影響がないように、現在の 5 段階から 3 段階に変更すること。
- 職員の超時間勤務を制限する取り組みが行われているが、残業代のかからない管理職がサービス残業となっていないか、自宅への持ちかえりにつながっていないか把握できるよう取り組むこと。
- 中核市移行や地方分権のもとで取り扱う事業の増加、さらに困難を抱える市民への対応の増加など職員の業務量が増えているにもかかわらず、増員が追いついていないとの声が各部局から寄せられている。メンタル的に休業に追い込まれる職員も少なくない。市民サービスを担うにふさわしい職員定数の増を図ること。

- 職員の削減に加え、職員が有する資格が市政運営に活かされていない配属となっていることも少なくない。技術職や福祉専門職、図書館司書など職員が有する資格を活かし、市民サービスにつなげること。
- あらゆる業務の委託が進んでいる。民間を指導する立場を堅持するためにも、計画的な人材育成と採用に取り組むこと。
- 複雑で困難な課題を抱える市民が増加していることから、市民に寄り添い丁寧に課題解決への支援を行うために、福祉専門職の雇用と育成に取り組むこと。
- 実態調査と業務の改善で、女性の管理職の登用を増やすよう努めること。
- 非正規職員の正規化・賃金アップを図ること。

4. 消費税増税に反対すること

大津市は市税収入の増額などから景気回復との認識を示し、かつ、財源確保を理由に国に増税を求めている。しかし、消費税の8%への増税後、実質賃金の連続減少、消費と家計の落ち込み、「アベノミクス」による円安と物価上昇で、中小企業の倒産など、「アベノミクス」不況は明瞭となっている。それにもかかわらず、安倍自公政権は、教育や子育てなど国民の切実な願いを言わば人質にして、2019年10月からの消費税10%実施をねらっている。

- 市民生活を守る立場から、国に対し消費税増税実施反対の意思を示すこと。

5. 地域経済を支える市内中小企業への支援を

①賃金下限規制を伴った公契約条例の制定を

市が発注する業務委託や、指定管理者による施設の維持・管理などは、直接市民生活に関わる重要な市民サービスである。しかし、低価格の入札競争で、そこで働く労働者は低賃金に抑えられ、「ワーキングプア」をつくりだすことになっている。サービスの質の向上を進めるためにも、従事労働者の適正賃金確保と、事業者の安定経営が両立する早急な改善が求められる。

- 賃金下限規制を伴った公契約条例を制定すること。
- 市が発注する指定管理や、業務委託後の労働者の雇用状況の把握に努めること。
- 最低賃金については、直ちに時給1,000円に引き上げ、さらに1,500円を目指すよう国に求めること。

②市内の中小零細事業者への発注強化を

市発注の公共工事は、市民生活の向上とともに、地元中小零細企業の育成という観点に立ち取り組まれるべきである。長引く不況下で、特にその期待は高まっている。国が進めるPPP/PFIはさらに、市内の中小事業所の経営を脅かすことが危惧される。

- 地元中小零細企業の活性化と育成という観点からも、引き続き市内の中小業者に優先して発注できるように努めること。
- PPP/PFI事業の導入には反対だが、導入を推し進める際には市内業者の参加が可能となるよう支援を強化すること。

6. 災害に強いまちづくりを

①大津市原子力災害避難計画の周知を

- 大津市原子力災害避難計画が策定され、2017年度は伊香立・葛川学区において避難訓練が行わ

れたが、関西電力はこの訓練に参加していない。2018 年度には志賀北部地域と和邇の一部地域での訓練が予定されていることから、電力会社の責任を明らかにして訓練への参加を求めること。

- 今後も、国や県とも連携して最善の計画となるよう適切に見直しを行いながら、市民に対しても内容を周知できるよう、概要版を出すなど手立てをとること。
- ヨウ素剤の配布について、配布地域や時期など具体的に検討すること。

②各学区で地区防災計画を策定できるよう支援を強めること

頻発している局地的豪雨や台風、地震等による大規模災害が発生した場合には、市や消防などの行政機関だけでは対応に限界があり、一刻を争う人命の救護、避難などに対応するためには、各学区や自治会の自主防災組織の強化が欠かせない。東日本大震災を教訓に、災害対策基本法では、市町村内の一定の地区を対象にした地区防災計画制度が、新たに創設された。

- 各学区における自主防災組織や地域住民による地区防災計画の策定にあたっては、地域ごとの危険箇所を明らかにし、避難訓練や避難誘導、避難所対応などの具体的な活動を盛り込んだ計画となるよう、消防局、危機・防災対策課をはじめ消防署などが的確な支援を行うこと。
- 市が養成した防災士が、さらに実働的に地域で活動できるようフォローアップ研修を充実させ、地域の安全・安心の要として、役割の充実へ引き続き力を入れること。
- 身近に活用できる防災資機材は、地域内の適切な箇所に軽装な倉庫に配備できるよう支援を行うこと。
- 過去の震災の車中泊の要因を分析し、対策を検討すること。
- 人命尊重のためにも災害避難時のペット同行避難や避難所での受け入れ等のルールを明確化すること。また、同行避難対応避難所の指定についても検討を進めること。

③指定避難所の整備を

- 高齢化に伴い指定避難所までの避難が困難な状況にある地域については、第一次避難先となる自治会館についても、市の指定避難所とすることを引き続き検討すること。
- 市民センター内にある公民館においては災害時の対策本部として、必要な備品の配備を行い機能の強化を行うこと。

④災害情報配信の強化を

台風による災害などの教訓を活かして、SNS などの情報伝達・情報提供体制の拡充が行われてきた。一方で、SNS や ICT などの手段を持たない高齢者世帯には、情報が届かないことが懸念されている。また志賀地域からは、志賀町時代のように日々の連絡など、行政無線の活用を願う声もある。

- 避難勧告などが住民に確実に伝わるように、志賀地域などで活用している防災無線の「受信端末」「戸別受信」等の設置を検討すること。
- 志賀地域においては、2022 年度でアナログの防災行政無線が電波法の改正で打ち切られる。熊の出没や行方不明者の捜索など、住民への周知には効果があったことから、これに変わる住民周知の手法を検討すること。

7. 被災者生活再建支援法の抜本拡充を

巨大地震の発生や、頻発する集中豪雨による河川の氾濫・土砂災害等で、被災者が大幅に増加している。さらに南海トラフ巨大地震をはじめ今後も災害が多発することが予想され、ますます被災

者生活再建支援法の抜本的拡充は喫緊の課題となっている。

- 被災住宅本体の建築費や補修費などの支給額は、最大でも 300 万円であり再建にはほど遠い。国会では野党が一致して、少なくとも支給額の 500 万円以上への引き上げ、半壊も対象とすることなどの法案を提案している。国の対応待ちではなく、地方から声を上げることが実現の大きな力となる。早急な実施を国に求めること。
- 法の適用対象を一部損壊住宅や、その事業を生活の基盤としている中小企業の店舗や工場等の事業所、液状化による被害なども加えるよう国に求めること。

8. 選挙の投票率向上へ取り組みを

- 昨年 6 月より、18 歳まで選挙年齢の引き下げが行われた。投票を促すため、大学や駅前、大型商業施設等、利便性の良い場所で期日前投票が行えるよう取り組みを強めること。
- 投票率の向上へ、大学や駅前、大型商業施設等、利便性の良い場所で投票ができるよう、期日前投票所の増設に取り組むこと。
- 移動に困難を抱える高齢者や障がい者などが投票できるよう、投票所の増設やバリアフリー化の推進、自宅と投票所を結ぶ移動支援や移動投票所を推進すること。
- 障がい者や高齢者が、介護保険サービスを利用せず投票できるよう、福祉部局との連携を行うこと。

市民部

1. 市民生活を支える行政サービスの充実を

①コールセンター事業の見直しを

職員の負担軽減と市民サービス向上につながるとされたコールセンター事業が 2016 年 7 月から開始された。運用当初の利用者からの苦情は落ち着いたとしているが、職員には FAQ の作成業務が増える一方、回答率や転送時間などを見ても市民サービスが向上したとは言えない状況である。

- コールセンターに対する市民の声、職員の声をつかみ、実態を把握すること。
- 本来、市民から寄せられる電話は、苦情、相談、要望など様々な用件であり、自治体職員が直接市民と対話してこそ市の施策にも反映できることから、目標値を見直し、市民ニーズに応えること。
- コールセンター事業は、市の直営に戻すこと。

②市民相談・支援体制の充実を

市民の相談内容は、時代のニーズや市民生活の実態などにあわせて刻々と変化する。孤立化する現代社会において、ますますわかりやすく丁寧な相談体制の充実を図る必要がある。

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、将来の社会的自立に向け取り組めるよう、地域社会で支援するための関係機関ネットワークの構築の検証が進められているところであるが、早期の子ども・若者総合相談窓口の設置に向け、体制の強化と必要な予算措置を行うこと。
- 子ども・若者総合相談窓口を天津社会福祉協議会に設置することになった。体制の強化と必要な予算措置に、天津市が責任を持って取り組むこと。

③すべての支所機能の維持・継続を

- 支所は行政サービスの窓口というだけでなく、公民館機能、自治機能、防災機能に関わって重

要な役割を果たし、36 学区、それぞれの歴史や文化地域の特性を生かしたまちづくりを担っている。あり方の検討、方針作成においては、市民のニーズを最優先に取り組むこと。

④斎場施設・葬儀ホールの整備と充実を

- 斎場施設・葬儀ホールは市の施設として、生活困窮者のためのプランを検討すること。
- 協力業者が半減している状況がある中で、自主事業の運営に影響が出ないようにモニタリングをしっかりと行うこと。
- 高齢化社会により斎場施設の利用も増加していく。計画的な整備、修繕を進めること。

2. 地域安全・住民自治の発展の促進を

①詐欺・消費者被害から市民を守る取り組みの充実を

振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は年々巧妙化し、低年齢層へのオンラインゲームなどの普及によりインターネットトラブルも増加している。

- 市民への各年齢層に応じた消費者教育のいっそうの充実や、庁舎内連係や金融機関やその他機関との連携を進め、周知・啓発など被害の未然防止の取り組みについても積極的に進めること。

②防犯カメラの適切な設置・運用への体制づくりを

公共空間の安全を見守るためとして、防犯カメラの設置が進んでいるが、目的外使用などを規制する法律が存在せず、プライバシー権の侵害などの危険性が指摘されている。市庁舎内の設置についても、問題となり一部撤去している。

- プライバシーの侵害とならないよう適切な管理運用基準の見直しや徹底を図ること。
- 市独自の規制条例の制定などを検討すること。
- 適切な人権保護を行うための規制法制定を国に求めること。

③自治会活動の活性化に対する支援の拡充を

- 自治会活動や地域の自主防災活動などの拠点としての自治会館の整備に対し、ふれあいの家設置事業費補助金制度が設けられているが、新築や改修、バリアフリー化だけでなく、建て替えなどの施設整備に総合的に活用できる市民ニーズに応えた使いやすい補助制度として検討しながら継続すること。
- 市民の地域生活を支える自治会活動が重要とされる中、行政からの依頼事項が、自治会への負担となり自治会加入者の減少につながるよう引き続き配慮すること。
- 市民との協働の立場で自治会への加入促進の取り組み支援に引き続き取り組むこと。

④自衛隊に対する適切な対応を

- 自衛隊からの要請については、自治会への協力依頼を行わないこと。

3. 「市民が主人公」の立場に立った豊かな文化・スポーツのまちづくりの促進を

①市民が主人公の協働事業の充実を

- 大津市協働提案制度は、地域課題や新たな市政課題の解決に向けて市民とともに施策を構築する制度として、テーマ設定や募集数においても市民の期待に応えられるよう、さらに市民の声を反映した制度へと充実させること。
- 市の行政としての責任を後退させることのないよう取り組むこと。

②市民の文化・芸術活動を保障する施設運営を

- 施設利用の区分設定や料金体系、減免措置など、利用者のニーズに沿って適宜見直しを図ること。
- 市民が気軽・快適に文化・芸術に親しめるように、市民会館など文化施設のバリアフリー化など適切な改修を、市民の声を反映して行うこと。
- 文化・芸術活動を担う施設での活動や市民サービスの低下、施設で働く労働者の待遇の悪化を招くことがないよう、指定管理料を低下させず適正化を図ること。

③スポーツ施設の整備、使いやすいシステムなど改善・充実の取り組みを

- 2019年にラグビーワールドカップ、2020年に東京オリンピック、パラリンピック、2024年に2巡目の滋賀国体と大規模なスポーツイベントが開催される予定となっている。こうしたスポーツ大会を契機に、市民が身近にスポーツを捉え、様々な参加の機会が広がるよう市としても独自の取り組みなどを推進し気運を高めることが求められる。
- 「大津市スポーツ推進計画」に基づき、市民の各世代にわたるスポーツ活動を支援する取り組みを充実させるとともに、地域で実施されるスポーツ事業についても市全体の取り組みとして積極的に拡充すること。また、障害のある人のスポーツへの参加の機会を増やすためにも、障がい者の意見を反映させ、市民誰もがスポーツに親しみ楽しむことができるよう環境の整備に努めること。
- 滋賀県での国体開催にあたっては、国や県に対して財政負担を求め、市として過度の負担とならないよう配慮しながら、必要な施設整備に努めること。
- 市内の体育館などのスポーツ施設は、管理者が学校や市民部、公園緑地協会、また民間の指定管理事業者など様々であり、利用状況の確認や予約の申し込み先の分かりにくさは改善されていない。市のホームページを活用するなど、市内スポーツ施設の予約一元化を実現すること。
- 学校開放事業は各学区により取り組みの状況が異なっていることから、事務処理の新たなルール策定にあたっては金額の妥当性を含めて十分な協議を行い、各学区の理解と協力が得られるように取り組むこと。
- 皇子が丘温水プールについては、耐震性が確保されておらず、老朽化も進んでいる。市民が安心して利用できる施設に向けて、速やかに改修計画を策定し、必要な予算の確保のために関係機関にも要請するなど市としても財源確保に努めること。

4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを

①子どもの声に耳を傾け、成長を支える環境づくりを

- 「困った子は、困っている子である」という受け止めのもと、深刻化するいじめの背景にある問題の解決に向けた体制の整備が必要である。いじめに関わることに限らず子どもの困りごと悩みなど全般的に、子どもたちの問題行動の裏側にある、本音に耳を傾ける相談体制へ、いっそうの充実を図ること。
- ラインを活用したいじめ相談では、保護者をはじめ、いじめをなくすために取り組んでいる関係者の声を聞きながら、情報漏えいなどが起きないように細心の注意を払い取り組むこと。
- 「子どもの権利条約」の4つの柱である、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を保障し、あらゆる場面での子どもの発言を保障し、違いを認め合い、子ども同士や周囲の大人との相互の信頼、連帯感を深め、互いを理解し合えるための、子どもが主体となった自主

的な取り組みを増やすこと。

- 「子どもの権利条約」の内容を、子どもたちをはじめ学校や家庭、地域にわかりやすく徹底するために、パンフレットなどを作成して普及すること。

②子どもの命最優先の原則の明確化としての「子ども条例」の制定を

児童福祉法改正により、子どもが“権利の主体”として第1条に位置づけられた。

国連子どもの権利委員会は日本政府に対して、「子どもを、権利を持った人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制約している」と厳しく指摘し、子どもが意見を十分に表明する権利を促進するための措置を強化するよう求めている。

市内中学生の自死を教訓に、「いじめ防止条例」を策定し取り組まれてきたが、現在の日本社会は、核家族化、地域連帯の希薄化等が進み、いじめや不登校、児童虐待および子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は悪化の一途である。加えて、深刻化している「子どもの貧困」の背景には、親の雇用・労働条件、社会保障、児童の福祉、医療、教育のあり方など多分野にわたる問題が存在する。これまでのいじめに特化して取り組んできた本市の施策をさらに発展させた、子どもに関する総合的な支援が求められている。

- 子ども一人ひとりがかげがえのない存在であり、人間として尊重され、育まれる社会の形成を求めて、憲法と子どもの権利条約を活かした「子ども条例」の制定を検討すること。
- いじめ相談については一定の窓口の充実が進められてきたが、虐待や親のDV、貧困など、いじめ以外にも子ども自ら相談できるよう相談窓口の一本化や体制の強化を図ること。

福祉子ども部

1. 安心して子育てできる環境整備を

1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を

①就学前保育・教育の質と水準の向上を

- 市内でも多様な保育・教育の方策により就学前の保育・教育が実施されている。いずれの方策であれ、どの子にも格差が生じることがないように、子どもの最善の利益を最優先に、市としての公的責任を果たすこと。
- 子どもの権利保障の立場に立ち、保護者の就労だけでなく、子どもにとっての必要性（発達の状況、家庭の状況、保育継続の必要性への配慮など）も考慮した上で、必要な保育、保育時間が保障できるように運用すること。そのためにも短時間・標準時間の利用時間の区別を設けないこと。
- 依然として待機児童が存在し、保護者が就業を継続できるか否かの深刻な事態も生まれている。育児休業を延長するなどの方策が国において検討されているが、小手先の対応では解消できないのはこれまでからも明らかであり、認可保育園の適切な増設と保育士の確保に向けた本格的な手立てを行うこと。
- 保育士不足を口実とした保育士の「専門性軽視」は許されない。保育・教育に従事する職員はすべて有資格者とすること。
- 保育士確保のために、公民格差の解消も含めた抜本的労働環境の改善を図るとともに、市独自の施策をさらに拡充し、国に対しても制度の改善を積極的に求めること。
- 公立幼稚園での3歳児保育の実施にあたっては、保育園での3歳児保育の15:1の職員配置基準を守ること。
- 民間保育園の増加により、全国に先駆けて取り組んできた「大津方式」の要となるやまびこ支

援センターや療育センターとの連携不足による発達障害などへの対応の遅れが懸念される。発達指導員の増員や巡回相談体制の充実を図ること。

- 営利目的の保育所の参入や保育士不足などで保育の質の低下が危惧される。施設の定期監査での指摘事項の改善状況の確認や抜き打ちの点検などの強化とともに、監査以外の、保育施設の保育内容や人員体制の点検、保育の相談に応じる巡回体制など、保育の質確保のための仕組みづくりに取り組むこと。
- 大津市独自の公民連携の体制は、大津の保育を豊かに発展させてきた。これまで積み上げられてきた保育水準を後退させることがないよう、エリアごとに、公立保育園を中心とした保育の実践研究に取り組むなど、公民の交流を進めること。

保育士不足などから、民間園の保育研修への参加が公立と比較して低いのが現状である。保育士の研修への参加を保障する仕組みを早急に検討すること。

②良好な保育・教育環境の整備を

- 良好な保育環境を整備することは重要課題である。とりわけ老朽化している公立保育園の施設改修を計画的に推進するために、必要な予算を確保すること。

公立保育園の施設改修のための国庫補助制度の復活を国に求めること。

- 制度としては、企業が経営する利益優先型の保育施設の進出が可能となったが、認可保育所の整備を基本とし、認可基準の緩和を許さないこと。
- 施設整備にあたっては、子どもたちの安全確保を最優先にすること。
- 駅ナカをはじめとするビル内など単独施設として建設されない場合、子どもたちが伸び伸びと遊びや活動ができる園庭や、それに代わる場所を確保することなどを設置基準に盛り込むなど、子どもたちにとって良好な環境が確保できるよう設置者に求めること。
- 保育園における給食は、自園調理が原則だが、規制緩和により3歳以上児については外部搬入が容認された。食の安全を担保するためにも、アレルギーや体調不良などへのきめ細やかな対応が行えるよう、自園調理を推進すること。
- 公立の保育園・幼稚園は、地域の子育て支援の拠点施設として、地域を基礎とした子どもの成長・発達を促す適切な支援が提供できる機能持つことから、その存在は地域に根付く子育て世代などを増やすためにも大きな力となる。役割を発揮し、存続に向けて地域の理解と協力を得るためにも、関係諸団体とさらなる連携を図ること。
- 2017年4月より、順次、公立園での3年保育が実施されている。しかし、クラス替えができないなど小規模な園は統廃合の対象とされ、結果、地域自らが民間の認定保育園の移行を求めざるを得ない状況となっている。しかし、民間による運営では子どもが減れば安易に撤退することも想定され、ますます過疎化に拍車を掛けることとなる。

人口減少が著しい地域については、比叡平地域でのやまのこひろばの実践を活かして、幼稚園と保育園の一体整備などを検討し、原則公立幼稚園を存続させること。

- 一時預かり事業は、保育時間の延長や安全対策ということだけでなく、子どもの育ちを保障する保育内容への充実を図る必要があることから、通常保育との連携や保育環境の充実を進めること。また、全園で同様に実施ができるよう速やかに体制を整備すること。
- 保育料は応能負担を原則としながら、保護者の生活実態や社会情勢を勘案して、第3子の無料化を含めた負担軽減に努めること。

2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を

①子どもたちの成長を支える施設整備を

- 条例に基づき、設備および運営の基準を満たす施設整備を推進すること。
- 児童数の増加で狭隘化している児童クラブの状況を抜本的に改善するために、必要な予算の確保を行うこと。
- 施設整備にあたっては、バリアフリー化やトイレの増設も同時に進めていくこと。
- 快適な生活の場とするため、必要な空調設備の設置を計画的に行うこと。

②子どもたちの発達を保障する指導員の処遇改善を

- 子どもたちの発達を保障する指導員の専門性を踏まえ、安心して働き続けることができるよう、さらなる処遇改善を図り、指導員の確保を行うこと。
- 障がい児や課題を抱える児童、配慮の必要な児童が安心して過ごすことができるよう実態調査を行い、必要な施設改修や人員配置を行うこと。

③子どもたちの成長を促す保育内容の充実を

- 豊かな保育実践のため、研修を充実させ、民間児童クラブにも参加を呼びかけること。
- 指導員が積極的に参加できるよう、研修の機会を保障すること。
- 民間児童クラブの開設にあたっては、格差のない保育が実施できるよう、市の適切な指導と、運営に対する支援を行うこと。
- 児童クラブ事業が公設公営となって 16 年が経過した。事業に係る費用のあり方も含めた登録料の必要性の議論を指導員や保護者を交えて行うこと。
- 夏期の保育について、低学年をはじめ高いニーズであるが、年間を通した通常保育とのバランスが難しいと思われる。夏期保育の内容やあり方などについてプロジェクトを立ち上げるなど、今後の保育充実を目指した研究を行うこと。
- 昼食やおやつのあり方については、子どもたちや保護者の意見も取り入れながら、実情に合った豊かなものへと改善を図ること。

3) 地域で安心して子育てができる支援を

①児童虐待防止のための取り組み強化を

2017 年 4 月、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行された。児童虐待については、発生予防から自立支援までの一連の対策と強化を図るため、市町村が通報窓口にとどまらずに指導や支援などが求められる。在宅で継続的な養育支援が必要なケースや市町村が行っている子育て支援事業のほうが適切な場合などは、県の児童相談所から逆送致され、身近な市町村で対応を行うなど、市町村の役割が格段に重視された。

- 子育てを一体的に相談・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置と整備を行うこと。
- 子育てへの不安や心配に寄り添い、早期発見・早期対応のための相談・支援体制を充実させるとともに、いじめ相談対策推進室とも連携し、子どもから直接相談できる体制の強化と窓口の周知を行うこと。
- 「大津市要保護児童対策地域協議会」での関係機関の連携を強めながら、地域での見守り体制を充実させること。
- 相談件数の増加に対応するため、子ども家庭相談室職員の処遇改善を図り、正規職員化、増員を進めること。また、保育士、保健師などの専門職の配置を進めること。
- 大津・高島子ども家庭相談センターへの専門職の配置や一時保護所の設置など体制の充実を図

るよう、県に対し強く求めること。また、情報共有や専門家との連携などの取り組みを強化すること。

- 児童虐待の未然防止のための保護者向け研修として、CSP、CAP 等の子育て支援の取り組みを、地域や保育園・幼稚園等で目標を定めて実施すること。

②子どもの居場所づくりや地域の子育て活動への支援を

- 異年齢集団での活動体験、地域での子育て支援の拠点としての、児童館の取り組みの充実を図ること。
- 無料や低額で利用できる子ども食堂が全国に広がっている。また、食事だけでなく、地域での遊びの場としてのプレイパークや学習などもできる子どもの居場所づくりが、ボランティアやNPO 法人などの取り組みによって進んできている。
こうした取り組みに対し、市として、市の施設の解放など積極的に協力し、財政支援を行うこと。
- 中高生などの居場所づくりは、青少年の健全育成の観点からも、高校中退の学び直し事業や体験活動、スポーツ・音楽などに取り組める場としての構想を、青少年課、福祉政策課など関係課や機関と協力して検討すること。

2. 障がい者の権利条約に基づく施策の充実を

1) 障がい者の権利保障を基本とした取り組みの強化を

①ノーマライゼーションの促進を

- すべての職員が障がい者の権利条約を学ぶ機会を設定すること。とりわけ、障がい者福祉に携わる職員の専門性を高め、障がい者の権利を保障する立場を堅持できる人材育成に取り組むこと。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、市として啓発や相談体制、支援地域協議会の設置などの充実、推進を図ること。また、市として「合理的配慮」を踏まえた庁内外のハード・ソフト面の点検を行い、必要な改善を計画的に進めること。
- 相談支援計画の策定にあたって、相談支援事業所、相談支援員の適切な配置や質の向上を図るために、関係機関とも連携して速やかに体制を整えること。
- ライフステージの移行に従って、途切れることなく必要な相談支援が実施されるよう仕組みづくりに取り組むこと。
- 65 歳以上になった障がい者については、一律に介護保険制度に移行するのではなく、高齢になっても地域で暮らし続けるために、継続して障がい者施策を使うことなど、本人の選択の自由を尊重すること。
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の名の下に「共生型サービス」が進められようとしているが、これは安上がりな人員体制で複合的なニーズに対応しようとするものである。障がい者・高齢者・子ども・生活困窮者など、各分野の専門性が薄められたり、利用者の負担が増えたりすることがないよう国に求めること。

②障がい者の虐待防止の取り組みの充実を

- 障害者虐待防止法に基づき、積極的な介入や改善の措置をとれるよう、障害者虐待防止センターの運営は、市直営で行い、体制整備を強化すること。

③生活と自立の拠点となる障がい者施設の整備促進を

- 障害者自立支援協議会において持続可能な事業のあり方を検討するとして、やまびこ総合支援センターの運営について協議が行われている。今後も市の施設として運営を継続させること。
- 乳幼児期に療育を必要とする児童が、市内のどの地域に在住していても適切に療育が受けられるよう、幼稚園の空き教室の活用や送迎バス、職員確保などの環境整備を進めること。
- 重度障がい児や肢体不自由児を受け入れることができるよう、施設整備を行うこと。
- 緊急時にショートステイを安心して利用できるように、受け入れができる事業所を計画的に増やすこと。
- 生活介護施設の整備を計画的に進めるとともに、行動障がい者の受け皿の整備を早急に行うこと。

④自立・地域生活を支える体制づくりを

- 「自立訓練+就労移行支援」のシステムとしての「おおつならでは」事業については、将来的な見通しを持ちながら、関係機関と連携して拡充を図ること。
- 市として障害者雇用率を早急に達成するよう取り組むとともに、おおつ働き・暮らし応援センターや大津若者サポートステーションとも連携し、一般企業にも障がい者雇用促進を働きかけること。また、自立した生活が送れる賃金が確保できるよう、民間事業者に働きかけること。
- 就労支援事業は非営利性と公益性を原則とする社会福祉事業である。利益追求のために障害者の雇用の機会が奪われないよう、市として実態を把握し、事業所の責任を追及すること。
- 親の高齢化や障がいの重度化など、個人の努力でどうすることもできない状況下においても安心して地域で生活ができるよう、拠点となる 24 時間対応のサポートセンターの設置を早急に行うこと。
- グループホームの待機者が 100 人を超えている。早急に整備を進めるとともに、利用者の障害の程度に応じた職員配置、重度者への補助の充実など、グループホームの管理運営に積極的に支援を行うこと。
- 障がい者の単独行動でも公共交通機関の割引が受けられるよう、引き続き関係機関に積極的に働きかけること。
- 安心して外出ができるよう、ノンステップバスの普及と利便性を図ること。
- 災害時の要援護者支援を強化するため、障がい者の個別支援計画の作成を進め、地域や事業所との連携を進めること。また、災害時を想定した福祉避難所の施設の改善など、平時から体制を整備すること。

2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ

①精神障がい者施策の抜本的改善を

- 精神障がい者施策の抜本的改善を図るためにも、相談体制を充実し、実態把握に努めること。
- 精神障がい者が安心して地域で生活ができるよう、通院や働く場の確保など、生活支援施策の充実を図ること。
- 精神障がい者に対する公共交通機関の割引制度を早急に創設するよう、関係機関に働きかけること。

②難病患者への医療・福祉の充実を

- 総合支援法の改正により難病患者も支援の対象となったが、制度が利用できない人たちも多く

残されていることから、国に制度改善を求めるとともに、制度の谷間にいる人が支援を受けられるよう、実態調査を行い、大津市独自の支援策を検討すること。

3. 反貧困、人間らしい暮らしの支援へ

1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を

①生活保護基準の引き上げを

- 2013 年度から生活保護基準の引き下げが強行されてきたが、「貧困の連鎖」を防止するどころか拡大させた生活保護基準引き下げを、少なくとも元に戻すよう国に求めること。

②市としての体制、支援の強化を

- 生活保護受給にあたっては、扶養義務者に対する調査権限が強化されているが、市民の申請意思を尊重し、申請権を侵害することがないよう、相談者の立場になり親身になって実態に応じた支給が実現するよう対応すること。
- 資産申告や扶養照会、同意書、預金残高照会の再提出などを強制せず、申請者の事情を丁寧に聞き取り、配慮ある対応を行うこと。
- 職員 1 人当たりの標準ケースワーク件数は 80 世帯であるにもかかわらず、本市では 1 人で 120 件以上を担当している状況が続いている。自立支援に向けた丁寧な対応を保障するためには、1 人当たりの受け持ち件数を標準に近づけることが急務であり、早急にケースワーカーの増員を行うこと。
- 困難を抱え相談窓口を訪れる相談者に対しては、人権を守り相談者に寄り添った相談対応が行えるよう、ケースワーカーの資質向上のための研修を充実させること。また、市民の多様な相談に応じるためにケースワーカーによるケース会議の充実を図ること。
- 生活保護基準の見直しにより、就学援助制度が受けられなくなる人には、今年度も従前と同様の措置がとられることとなったが、他の制度でも保護廃止となる人が引き続き住民税非課税の場合には、厚生労働省の通知などを参考にして、影響する事業について従来と同様の扱いとするよう関係部局に働きかけること。
- 冬季加算が減額となったが、傷病・障害・乳児のいる家庭等で常時在宅が必要な世帯に対しては、法令に基づき特定基準の適用を積極的に行うこと。

2) 格差と貧困解消への積極的な取り組みを

- 生活が急に困窮した際に気軽に相談ができ、そのアセスメント（状況の整理と問題点の把握）や適切な支援機関へのつなぎ、継続してのフォローを関係機関と連携・協力するための、ワンストップの総合相談窓口を設置すること。
- 生活相談に来られる市民の背景には、貧困だけでなく DV・虐待など複数の課題を抱えていることが多いことから、福祉専門の職員の配置を行うこと。
- 最近の事例では、孤独死・孤立死した世帯が生活保護担当窓口で相談に来ていながら、その時には様々な理由で申請をせず、支援を受けないまま衰弱して亡くなっているケースがある。相談に来られた時の条件で生活保護が受けられなくても、相談内容を記録し、その後の状況の変化を定期的に観察するなど、丁寧な対応をすること。
- 生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の委託先である NPO がホームレス・住宅困窮者へのシェルターを運営しているが、確保されている戸数は 5 戸しかなく、生活拠点を必要とする生活困窮者がすぐに入れる状態にはなっていない。安定的に利用できる公的シェルターが

求められており、市として空いている市営住宅・空き家を活用するなど設置を検討すること。

- 2017 年度、子どもの貧困の実態把握のための生活実態調査が行われた。関係諸機関の協力を得て結果分析を行い、庁内連携のもとで実効ある数値目標を掲げた「子どもの貧困対策計画」を策定すること。
- 中 3 学習会の時期や地域の拡充が行われたが、さらに市北部など地域の拡大を行うこと。また、交通費の支給を行い、子どもが参加しやすい対応を行うこと。

健康保険部

1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充

①介護保険制度の改善を国に求めよ

介護保険制度は、「介護を国民全体で支える」として国庫負担を半減、国の責任を後退させるものとしてスタートし、高い保険料、利用料や介護外しなどによる「保険あって介護なし」の状況が制度改定ごとに深刻さを増している。さらに 2017 年 5 月、政府は (1) 所得 220 万円以上（年金収入 344 万円以上）の個人は利用料の自己負担 3 割、(2) 2 号被保険者の介護保険料の総報酬制導入、(3) 療養病床を廃止し介護医療院の創設、(4) 「成果」を上げた自治体を財政面で優遇するインセンティブの導入、などを決めた。大津市の高齢者人口も増加しており、市として国に声を上げるべきである。

- 利用者の負担を増やし、利用制限につながるような介護制度の大改悪を撤回するよう国に求めること。
- 利用料・保険料などの負担増を抑えながら制度の抜本的改善を図るため、介護保険に対する国庫負担割合を直ちに 10%引き上げるよう国に求めること。
- 低所得者の保険料が一部減額されたが、高齢者の生活実態からはまったく不十分である。さらなる保険料の減額と利用料減免制度の創設を国に求めること。
- 在宅サービスを制限している、要介護認定や利用限度額を廃止し、現場の専門家の判断で介護を提供できる制度へ、国に改善を求めること。

②市として安心の介護保険制度へ改善を

- 市は保険者としての責任を果たし、サービスの後退とならないよう、介護を必要とする人に必要なサービスが提供できる万全の体制を整備すること。
- 介護認定にあたって、認定の体制整備、職員の増員を図るなど、必要な介護サービスが早期に利用できるように認定作業の改善を行うこと。
- 高齢者にとって大変重い負担となっている介護保険料を、一般財源を投入して引き下げること。また、県に対しては県基金の活用も求めること。
- 低所得者ほど負担が重く、サービスの利用控えがある。低所得者への利用料減免制度を創設すること。
- 介護サービス利用者に対して、保険料決定通知などの際に「障害者控除認定書」の周知徹底を図り、さらに利用しやすい制度とすること。
- 2017 年 4 月から、市町村が独自に実施する「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」が開始された。制度移行後も、高齢者が安心して在宅生活をできる体制を整備し、サービスの制限や質の低下を招かないようにすること。
- 総合事業を行う事業所等の人員、運営、単価などの基準は、市の裁量となることから、「緩和したサービス」「住民主体による支援」は取り入れず、現行相当サービスを提供すること。

③介護労働者や事業者支援で安定したサービス提供を

- 介護労働者の処遇改善を行うよう、国に求めること。
- 介護報酬の減額により、事業所の経営が成り立たず倒産が相次ぎ、利用者のサービス抑制や質の低下につながっている。介護報酬の抜本的な引き上げを国に求めること。

④介護施設の整備・拡充を

- 第7期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画においては十分な実態把握をし、市民の切実な要望に応える内容とすること。
- 特別養護老人ホーム、小規模・多機能施設、グループホーム等の増設を行い、必要な介護サービスが受けられる基盤整備をさらに進めること。
- 深刻な待機者の解消のためにも、国に対し財政支援を強化するよう求めること。

⑤地域で高齢者を支える体制の整備を

- 高齢者の社会的孤立や孤独死に加え、認知症高齢者の交通事故も社会問題化している。家族任せにならないよう専門機関等と連携を図りながら、高齢者を見守る体制の強化を図ること。
- 高齢化の進展や課題の多様化により、民生委員への負担が大きくなっている。市社会協議会をはじめ地域と連携して見守り活動や安否確認などに取り組んでいただいているが、さらにネットワークを広げることや地域独自の取り組みに対して支援を行うこと。
- 全国的に介護の困難さなどから高齢者虐待が増加し、死亡にいたる最悪の事態も相次いでいる。介護者に対し、不安や心配を気軽に相談できるよう、周知・啓発を強めるとともに体制の充実を図ること。
- 地域包括支援センターは、生活圏域での役割が問われている。今後、民間委託によりさらなる整備が行われていく予定であるが、民間任せにするのではなく、基幹型地域包括センターとの連携を密にし、包括支援センターとしての役割や質が後退することのないよう市が責任を持つこと。
- 高齢者の孤独死・孤立死を防ぐために、引き続き市として独居高齢者の実態調査を行い、適切な支援が行き届くよう関係機関との情報共有を進めること。
- 高齢者の交通事故対策には、自家用車に代わる市民の足となる公共交通の充実が欠かせない。志賀地域でデマンドタクシーの試行運転が行われているが、高齢者の外出支援策として市内全域に拡充できるよう、他部局とも連携して、福祉的な補助を検討すること。
- 市の事業に、安上がりの民間委託や指定管理者の導入などが増え、シルバー人材センターへの委託対象事業が減少し、委託契約では単価の切り下げが行われている。委託料については、ダンピングがされないように適正な労務単価を設定すること。また、昨今の厳しい生活実態から生活支援としての役割も大きいことから、技能習得への支援や、引き続き仕事の拡充に努めること。

2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ

1) 市民の命を守れる国民健康保険の運営を

①安心して医療にかかるよう負担軽減を

- 依然として、保険料の被保険者の所得に対する負担は大きく、保険料が上がれば収納率が下がるという負の連鎖も懸念される。引き続き、国に国庫負担率の増額を要求するとともに、市独

自で保険料の引き下げを行うこと。

- 2018 年度から国保制度の都道府県単位化が予定されているが、住民の命と健康を守る自治体の役割から、各市町の独自事業は継続させることを県に求めるとともに、被保険者の負担増にならないよう交付金の増額を国・県に求めること。

現在より保険料が上がることをのまないよう、法定外繰り入れを増額するなど市として措置をとること。

②医療を受ける権利を保障する制度運営へ

- 「払える資力があるのに払わない人」なのか、「少ない所得に対して高すぎる保険料を払えなくなった人」なのかを丁寧に把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をせず、短期証は郵送すること。
- 生活困窮者減免制度の「世帯全員の預貯金の合計」や「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」などの条件を緩和・撤廃し、減免が必要な状況になれば、安心して使える制度へ改善を図ること。また、国保料通知や広報、ポスター、ホームページ等を使い、市民にわかりやすく周知すること。

- 滞納徴収が厳しくなり、差し押さえの件数が増加している。滞納者の実態を把握し、連絡が取れないことを理由に、一律に悪質滞納者として差し押さえを行うことがないようにすること。

払いたくても払えない生活困窮者には、滞納処分の執行停止をすること。

「給与や年金」など生活費が入っている預貯金の差し押さえは行わないこと。

- 国保法第 44 条の窓口での一部負担金免除制度について、引き続き周知徹底を図ること。また、適用基準については、生活保護基準の 1.2 倍以下の収入とし、収入以外の条件を設けないこと。
- 特定健診については、検査項目を増やすなど工夫し、受診率を引き上げる取り組みを強めること。

2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを

- 高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障する新たな高齢者医療制度を国に求めること。
- 後期高齢者医療連合議会では、これ以上の保険料引き上げは行わないよう市として主張すること。
- はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業は 2018 年 3 月で廃止が予定されているが、介護予防、家族の負担軽減などのためにも事業を継続し、より多くの市民が利用できるようにすること。
- 後期高齢者にも、希望者には人間ドックの補助を実施すること。

3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを

1) 医療と福祉の連携で安心の体制を一医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ

- 地域における医療・福祉・介護を切れ目なく提供する体制整備のために、地域包括支援センターが核となり、ネットワークを構築する取り組みを推進すること。同時に、地域包括支援センターの本来業務が推進できるように、人員を増やすなど機能強化を図ること。
- アルコールや薬物依存に陥る人が年々増加し、家庭内暴力など深刻な社会問題にもつながっている。市民の健康被害防止のため保健予防対策の強化が迫られている。精神保健福祉相談も増え続けており、訪問や緊急対応に応じるためにも保健師を増員すること。
- 難病患者の医療費助成について、医療費助成の対象の難病は拡大されたが、結局は負担が増え

ることとなった。患者を含む家族の状況など調査し、安心して必要な医療が受けられるよう国・県に施策の拡充を求めつつ、大津市独自の補助制度を創設すること。

2) 市民の心身の健康を守る施策充実へ

①公的役割果たす市民病院へ

- 地方独立行政法人に移行しても市民の命と健康を守る地域医療の拠点として、中期目標の実行は、効率化ばかりでなく、市民サービスの充実、安全で安心の医療の提供という観点を最優先にすること。
- 市民病院が公的役割を果たすために必要な財源は、取り交わしたルール分にとらわれず、一般会計から繰り入れること。

②各種検診事業の推進や予防医療の充実を

- 一般健康診査をはじめ、各種検診の受診率向上は大きな課題である。よりいっそうの受診奨励などの取り組みを強め、受診率向上のプログラムを策定すること。特に働く世代を含む成人期の受診率向上に向けた効果的な方法を検討すること。
- 環境汚染が引き起こすとされているアトピーや化学物質過敏症の状況や、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンやシックスクール、シックハウスなどの健康被害の調査と安全対策を強化すること。
- 電磁波による健康への影響が表面化してきている。WHO（世界保健機関）は、平均 3～4 ミリガウス以上の磁界に日常的にさらされる子どもは、もっと弱い磁界で暮らす子どもに比べ、小児白血病にかかる確率が 2 倍程度に高まる可能性を認めている。磁界の強さについての安全指針の策定、予防のための磁界測定など対策が求められている。

携帯電話用の無線基地の建設など電磁波の発生源が急増している中、市民の不安、被害防止のために、電磁波の健康への影響に関する調査、対策を国に求めること。

③自殺対策の推進

- 大津 G-P ネットの取り組みを支援することや、「いのちをつなぐ相談員派遣事業」を継続して実施すること。
- ストレスチェックを有効に活用できるよう、職場への啓発や職場環境の改善、休職からの復帰の取り組みについて、公民を問わず取り組みを促進すること。
- 不安定雇用、無職者に精神疾患を患う人が増えていることから、安定的に働くことができる職場を抜本的に増やすため、ハローワークなどと連携して対策を検討すること。

3) 子どもたちの健やかな成長へ、支援体制の強化を

①子どもの医療費無料制度の拡大を

- 子どもの医療費助成制度は段階的に拡充されているが、子育て世帯の経済的支援を推進するためにも中学校卒業までの無料化に向けて、いっそうの取り組みを強化すること。
- 県の制度としてもさらなる拡充を図るよう、県に強く求めること。

②乳幼児健診は直営で実施を

- 全国に先駆け子どもたちの発達を大切に実施してきた乳幼児健診は、安心の子育て、子どもたちの健やかな成長に欠かせない事業であり、保護者や関係者との共同でさらに発展させ、市の

責任の下、直営で実施すること。

③子ども発達支援センターの充実を

- 発達や情緒に課題を持つ児童・生徒や保護者の相談が増加する中、専門職をはじめ関係機関などとの連携を強化し、体制を充実させること。
- 中学卒業から 18 歳未満までの年代に対する相談支援についても大津市で必要な相談支援が受けられるよう、継続した支援の仕組みづくりに取り組むこと。

4) 市民の食の安全へ取り組みの強化を

- 市民の安全な食生活の確保のため、食品安全の検査態勢の強化に努めること。
- 市民に対し、迅速かつ適切な情報が適時に提供できるよう、情報収集や情報管理の徹底を行うこと。

5) 人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを

犬や猫などのペットは、単なる愛玩動物としてだけでなく、コンパニオン・アニマル＝「伴侶動物」と考えて飼育する人も少なくない。全国的にも、保健所への持ち込みや捕獲による犬や猫の殺処分数は、市民団体や保健所の譲渡などの努力により減少した。

殺処分を減らすためには、なによりも飼い主の責任として、ペットが死ぬまで飼いつづけることが基本である。同時に、引き取り手の見つからないまま処分されることがないように、里親を探すなど譲渡する数を増やすことが重要である。

また、災害時の対策としてペットの同行避難の具体化が早急に検討されるべきである。

- 人と動物が共生する豊かな社会の実現に向け、適正飼養や終生飼養の徹底、安全で快適な飼養保管環境の確保、災害発生時の動物救護体制の充実に取り組むこと。
- 災害時におけるペットの同行避難、避難所での受け入れ等、危機防災との連携を図り対策を検討すること。
- 災害時に備えた、平常時から飼い主がとっておくべき対策等の普及啓発に努めること。
- 動物の命と健康、予防原則の立場から、販売事業者などへの立ち入り検査や幼齢犬猫の販売制限等、指導を徹底すること。
- 獣医師会とも連携し、愛玩動物の迷子対策としてのマイクロチップの普及や、SNS 等を活用し迷子情報を速やかに発信・拡散できるようにすること。
- 地域猫活動支援事業は近隣自治会の理解も含め、引き続き積極的に取り組むこと。

産業観光部

1. 地域経済活性化への取り組み強化を

①地域経済を守り発展させるため積極的な取り組みを

- 市内に事業所を置く大企業においても、多額の内部留保があることが明らかとなっている。労働者の賃上げと雇用確保にまわすよう働きかけること。
- 企業立地促進助成制度は、資力のある大企業へ多額の税金を費やすのではなく、地域経済を支える中小事業者が利用しやすく、地域への再投資が期待できる効果的な制度へと発展させること。

②地域経済の主役である中小事業者応援の施策充実を

市内企業の 99%を占める中小企業が、本市経済の発展に中心的な役割を果たす主体であり鍵となる。

- 中小・小規模企業振興の取り組みを強める姿勢を示し業者を激励する「中小企業振興条例」を制定すること。
- 中小・小規模企業の実態・要望を把握する取り組みを行うこと。
- 2017年4月に策定された「大津市中小企業振興計画」は、中小企業振興の目標・基本方針と戦略・重点施策を示すものであるが、地域を支える人材を育むことを念頭に、持続的な支援策とすること。
- 事業者が持続的に発展するため、経営のノウハウや地域資源の活用、販路拡大などの支援体制を整備すること。
- 他市でも実施されている、店舗改装や備品購入に対する補助で、事業の継続を支援する「商店街リフォーム制度」の創設を引き続き検討すること。

住宅等改修助成事業は、本市でも支出額に対して20倍以上の工事額が動き、執行部自ら市内に経済波及効果があり地域経済の活性化につながっていると認めているにもかかわらず、昨年度で終了とされた。

- 消費税8%への増税で景気の低迷が続く中、制度の復活を求める市民の要望も大きく、制度の活用方法を市内で調整し、手続きの簡素化や応募期間を通年にするなど、市民にとっても事業者にとっても使いやすい制度となるよう改善を図り、制度を復活させること。

③雇用を守り、就労支援を充実させる取り組みの拡充を

- 高校・大学の新卒者の就職環境は、引き続き非正規など不安定雇用が多く厳しい状況が続いている。学生が生きがい・やりがいを持って働ける企業と出会える場であり、事業者にとっては優秀な人材の採用機会を得られる「学生就職面接会」や企業訪問など、さらなる体制や内容の充実を図ること。
- 関係機関と連携し、伝統工芸や農林漁業など幅広い職業の雇用確保に向け取り組むこと。
- 若者から高齢者まで、働く人を過酷な労働に追い立て使い捨てにする「ブラック労働」が社会問題化し、対策も進められてきているが、いまだ蔓延している。労働者のSOSを受け止める相談窓口を設けること。
- 違法なサービス残業の根絶やパワハラへの規制などを進めるために、関係機関と連携して情報収集を行い、労働者への適切な情報提供に努めること。
- 教育機関とも連携して、労働者の権利や雇用契約に関する学習の機会の提供などに取り組むこと。
- 求人票とのかい離も含め、労働条件や職場環境が求職者（就職活動を行う学生・生徒を含む）に正しく情報提供されるよう、関係機関に働きかけること。
- 市内企業の解雇・人員整理については、事業者の社会的責任を求めつつ、離職者の就労支援に努めること。

④競輪場跡地利活用は業者任せにせず市が責任を

- 競輪場跡地の利活用の内容と業者が選定された。開発・運営は業者が行うということで、住民説明や住民の不安などへの対応について業者任せにせず、市が主体的に関わって住民の不安・

問題解決に取り組むこと。

⑤観光振興で地域の力を引き出すこと

- 道の駅「妹子の里」や「おごと温泉観光公園」について、地場製品の販売や特産品の開発に力を入れ、引き続き地域振興の拠点として役割が発揮できるよう支援すること。
- 特色ある大津野菜の生産拡大に向け、県や JA、大学と連携し、伝統野菜の復活とブランド化が行われている。農産物のみならず、地域の歴史や特色を生かした魅力ある特産品づくりと有効な販売戦略で、地域活性化につながるようさらなる支援を行うこと。
- 大津市の観光振興を推進し、市内の各地域の特色を生かし取り組めるように、（公社）びわ湖大津観光協会と地域の観光協会の、それぞれの役割を明らかにしながら、有効な連携について検討すること。
- 年々増加する登山愛好家とともに、山岳遭難事故も多発傾向にある。特に増加している中高年を含めた現状把握を行い、安全な登山が楽しめるよう、地元山岳連盟や関係団体との協力・連携を強化し、登山道、案内板などのいっそうの整備を図ること。
- インバウンド国際観光推進事業に多額の予算をあて取り組まれているが、外国人観光客の増加が大津の観光事業者の振興、大津の賑わいなど地域経済の活性化にどのような成果を上げているのか検証し明らかにすること。
- 外国人観光客が増加する中、無許可民泊の問題が発生している。市内の実態調査、苦情の対応など対応を強め安心、安全の宿泊の整備に取り組むこと。

2. 農業振興と食の安全、安心確保を

1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を

①TPP からの撤退と自給率向上強化を国に求めること

TPP への参加は、農林漁業や地方経済への深刻な影響のみならず、医療や食の安全、労働条件、保険や金融など国民生活のあらゆる分野に多国籍企業に有利なルールを押し付け、国の主権を侵害する ISDS 条項の弊害も明らかとなっている。大津市が進める地産地消の取り組みも、「自由競争の妨げ」と訴えられる恐れがある。とりわけ、日本の農業を支える家族経営の農家には壊滅的な打撃を与え、日本の食料主権の障害となることは明白である。さらに種子法（主要農作物種子法）が来年3月末に廃止されることに農業などの現場で不安や危惧の声が広がっている。これらは本市にも大きな影響を与えるものである。

- 農業にとどまらない市民生活への影響を鑑み、食料自給率向上のための取り組みを強化すること。
- 種子は農業や食料生産の基盤であり、種子を守るために国や県に責任を果たさせていくとともに、種取り農家の保護を行うこと。

②地域の特色を活かした「地方計画」を

農業者の長年の運動によって 2015 年に全会一致で成立した都市農業振興基本法は、宅地化すべきとしていた都市の農業・農地を保存すべきものとしており、地方自治体には「地方計画」の策定が求められている。

- 市街化区域での農業が、周辺の都市化による水質の汚れや、志賀地域では合併により都市計画税が課せられることになるなど、継続が困難になっている。防災機能や国土利用など多方面と関係があることから、他の部局と連携して策定すること。

- 農地の転用規制、農地の適正な利用・管理の推進、遊休農地の解消など、市街化区域を含む農地利用の適正化を図り、農地・緑地の減少を食い止めること。
- 農地の基盤整備、販路確保など、農業生産を拡大する条件を広げること。
- 体験農園を都市農業における大事な施策として充実させるとともに、農業ボランティア、市民農園、都市住民による農業生産への参加など、地域の条件にあった農業生産への参加、農家と住民との交流が広げられるようにすること。
- 庁内で連携し、家庭の生ごみや食品廃棄物、街路・公園などから出る枝葉、家畜ふん尿など、生活の中で大量に発生する有機質廃棄物の堆肥化・ペレット化を進め、リサイクルを生かした有機農業や資源循環型の生産体制を広げること。

③地産地消の取り組みの推進を

食の安全・安心が求められ、食料自給率を引き上げることは重要な課題である。

- 地域農業の活性化に向け、生産者と消費者、住民の結びつきを強める機会を設けるなど、地産地消の多面的な発展を図り PR を積極的に行うこと。
- 食育の観点から、教育委員会とも連携し、学校給食への地元食材の利用促進を引き続き図ること。

④地域農業を守り、地域農業者の声の反映を

農業委員会法の改正によって、人と農地を守るという農業委員会の役割と性格が大きく変えられた。農業委員の選出は、市長の任命制に変更され、農業委員の要件から「区域内に住所を有する」「耕作の業務を営む」との規定が外された。

- 市内の農業者を守り、声を届けるために、農業委員および推進委員の任命にあたっては、市内在住者で、耕作を営む地域農業者を優先させること。
- サイエンスパーク内に、大規模な競走馬育成施設を作る計画が進んでおり、周辺の農業関係者からは、河川の汚濁などによる農業への影響を懸念する声がある。事業者に対し、周辺住民への説明責任を果たすよう、指導を強化すること。

⑤新規就農者への支援策の拡充を

青年層や定年退職者層に、新規の就農に意欲を持つ人が増えている一方、高齢化と後継者難で廃業を余儀なくされる農業者が加速度的に増えることが予想される。

- 担い手の確保のためにも、新規就農者が安心して農業に踏み出せるよう、農業委員会や JA など関係機関との連携・協力による施設・設備の整備や技術面への支援策のみならず、相談体制も充実させるなど体制を強化すること。
- 新規就農者発掘事業の実施の検証を行い、新たな担い手づくりを行うこと。

⑥鳥獣害対策への有効な対策を

- 鳥獣被害の防止について、国や県に対し継続した事業の推進を引き続き求めること。
- 里山を適正に管理し獣害を防ぐために、現場での経験や専門知識を持つ人材育成をすること。
- 他自治体の事例も参考に、生息・行動調査に基づいた有効な手立てを検討すること。

2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を

市場を取り巻く環境は厳しく、民営化に向けた検討がされたが、市の強引なやり方に反発した市場関係者との関係悪化により、サウンディング調査は先送りされた。

- 市場で働く人たちの雇用条件が低下することのないよう、入場業者をはじめ市場関係者との丁寧な協議を引き続き行うこと。
- 農業振興、地産地消を推進し、食の安全や適正価格など、市民の安心と安定した供給の役割を果たし、公益性が低下することのないよう十分に配慮すること。
- 市場からの排水の水質が規制基準値を超えている問題については入場業者との協議を行い、市が責任を持って早期の解消に努めること。

環境部

1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を

1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を

①ごみの分別と減量の促進を

分別・資源化してきたプラスチック系ごみなどの資源化ではなく、“燃やせるものはすべて焼却炉で燃やしてしまおう”という、焼却量を増やす流れが強まっている。ごみ処理は、ごみの発生抑制、減量・リサイクル化を踏まえた適切な計画に基づいた焼却施設建設に取り組むべきである。ごみの発生を設計・生産段階から削減するためには、自治体と住民に負担を押しつける現行制度を、OECD も勧告している「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すことが必要である。

- 子どもたちに豊かな環境を引き継いでいくために、ごみ業量の基本である 3R を進め、消費者教育の推進も含め庁内で連携し環境問題に幅広く積極的に取り組むこと。
- 製造業者が製品の設計段階から廃棄物の発生抑制、減量・資源化を考慮する「拡大生産者責任」の導入を国に求めること。
- 事業系食品残渣（ざんさ）の処理について、消滅型も含め、多角的に有効な手法を引き続き検討すること。
- 他市の事例も参考に、不要な自転車や家具・家電などの修理も含めてリサイクルの仕組みづくりを検討すること。
- ごみの正しい分別方法について、ごみアプリに限らず市民にわかりやすく伝える工夫や、庁内のごみ分別についても、他市の事例を参考にしていっそうの努力をすること。
- 市民がごみ処理に関心を持てるよう、分別やリサイクル、ごみ処理について、映像やイラストを利用するなど、市民にわかりやすいホームページの改善や積極的な活用を図ること。
- ごみ出し支援戸別収集サービスのいっそうの充実を図ること。
- 蛍光灯などの有害廃棄物の店頭回収を引き続き推進することや、刈草剪定枝の回収および再生堆肥化を推進すること。
- 志賀地域で行っている生ごみの堆肥化事業については、環境面からも、継続と地域の拡大を検討すること。

②施設整備のあり方について

環境美化センターと北部クリーンセンターの焼却施設の建て替え事業が、PFI の手法である DBO 方式により、施設の設計から施工、20 年にわたる運営が一括して、民間の新たなグループ会社に委ねられることとなった。しかし、PFI 事業による契約が解除された事例や、代表企業の破綻により閉鎖に追い込まれた事例もあることから、リスク管理や市民の安全を守る事業実態の監視といった責任も問われてくる。

- 管理者である市の責任で、必要な技術的知識や専門性を持った職員の育成も含め、安全・安心のためのチェック体制を確立し、市民にモニタリング結果を公表すること。

- 事業者の地域経済貢献として提案のあった内容を遵守させること。
- 発電を目的とした安易なプラスチックごみの全量焼却は行わないこと。
- 市の責任で、新施設の計画を広く市民に知らせるシンポジウムや、公募による市民参加の協議会運営、新施設を活用した新たな環境教育など、市民に開かれた事業を積極的に行うこと。
- 地区環境整備事業については、他地域との公平性や透明性という点では、いまだ不十分である。他の補助事業との整合性の観点からも、引き続き見直しを検討すること。

2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を

①産業廃棄物不法投棄防止の強化を

- 現在、許可を受けて搬入している事業所に対し、引き続き展開検査を実施させ、市としては立ち入り調査を強化すること。
- 和邇中では、過去の不法投棄の解決に向け、民間事業者が処理を行っている。滋賀県とも連携し、積極的に周辺地域へ、処理状況の情報提供をすること。

②土砂条例のさらなる改正の検討を

- 2014年7月に土砂条例などが改正・施行されたが、他府県からの搬入について総量規制を盛り込むなど、さらなる改正を行うこと。
- 伊香立南庄町の埋立地は、今後も定期的に監視・土壌・水質検査を行い、住民の不安解消に努めるとともに、事業の遅延による経費を明確にし、その負担を事業者に求めること。
- 水質検査にあたっては、市が経費を負担しているが、本来汚染土壌を持ち込んだ土地所有者、業者の責任であり費用の負担を求めること。
- 延暦寺霊園横の土砂埋立については、行政代執行が行われている。早期解決するよう引き続き取り組むこと。

③汚染土壌処理事業・産業廃棄物処理事業の情報公開の強化を

- 利害関係者への情報公開などが指導されているが、残土処分、産業廃棄物処理を同一の事業者が行っており、市民からの懸念が払拭されているとは言えない。情報公開請求があればその都度応じるとしているが、搬出事業所、搬入期間、搬入方法、搬入量、含有物質、処理方法など、定期的に議会への提出を義務づけること。
- 事業の変更・拡大にあっては、周辺住民に影響が及ぶことから周辺地域住民や団体に対し、事前にその内容について情報を公開すること。

④環境保全のための市民啓発を

- 無許可業者による無料回収が市内でも行われている実態があるが、家庭ごみの不法投棄につながるおそれがあることから、市民への啓発を強化すること。

2. 環境保全対策の充実・強化を

①地球温暖化防止対策の強化を

21世紀の世界を持続可能な経済・社会とするためには、温暖化ガスの大幅削減を実現する対策など地球環境の保全の見通しを立てるとともに、身の回りの環境対策に真剣に取り組むことが必要である。

- 地球環境保全のみならず、防災の面からもエネルギーの地産地消が求められている。琵琶湖を

抱える大津市として、再生可能エネルギーを推進する環境都市推進施策を強化すること。

- 太陽光パネル設置補助などの助成予算を増額するとともに、大津市の気候風土に適した再生可能エネルギーの活用を進めるなど、市民・事業者・行政が協力して地域全体での自然エネルギーの促進に取り組めるよう、施策を推進すること。
- 地域住民・NPO 団体・中小企業などが、再生可能エネルギーを促進、事業化しやすいように、地域の金融機関と協力し、事業立ち上げのための無利子・無担保の融資制度を創設すること。
- 再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度を改善し、再生可能エネルギーの普及を進めるよう国に求めること。
- 太陽光発電設備については、適正なりサイクル等を推進および啓発に努めすること。

②琵琶湖と自然環境の保全への積極的取り組みを

国民的資産である琵琶湖を、健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、昨年 9 月「琵琶湖の保全および再生に関する法律」が施行され、関係地方公共団体が講ずべき施策が示された。

- 水草の除去等、法律を具体化した積極的な取り組みを行うこと。
- 大津市内の一部の河川（総門川など）では、依然として悪臭や汚濁などが見られる。さらなる水質の汚濁防止に取り組むこと。
- 大気汚染の重要な汚染物質である微小粒子状物質（PM2.5）は、呼吸器系疾患だけでなく循環器系疾患や肺がんとの関連も指定されている。

未来まちづくり部（都市計画）

1. 安全な住宅のために耐震診断・改修促進の支援強化を

- 全国で地震災害が多発している中、市民の命、財産を守るため、住宅をはじめ建築物の耐震化の取り組みが重要になっている。未着手の住宅をはじめとした建築物の把握、耐震サポート事業の強化、改修補助の充実など一段とスピードを上げて取り組むこと。

2. 住みやすい市営住宅の整備のために

- 「公営住宅法」・「住生活基本法」を踏まえ、管理戸数、コストの削減ありきで進めるのではなく、実態調査などを行い市民の要望や必要性を把握し、公営住宅の適正な確保を図っていくこと。
- 中央団地を含む老朽化した市営住宅の住み替えについては、入居者一人ひとりの声を丁寧に聞き取り、納得できる対応をすること。

低所得者が大部分であることから家賃減額制度（補助制度）を行い、安心して住み替えができる環境を整えること。

3. 市営住宅の管理運営のあり方の見直しへ

- 入居の際の保証人制度は、2013 年度から見直しされ保証人 2 名から 1 名に変更されたが、保証人制度を必要としないよう見直しを検討すること。
- 高齢化が進む市営住宅では自治会組織が運営できなくなるなど、環境整備、管理運営に支障をきたす事態も生まれてきている。市として住民の管理運営を支援する取り組みを進めること。また共益費の滞納も課題となっており、住民任せでなく市が徴収すること。
- 住民間や、犬、猫など動物をめぐるトラブルなどに対し、迅速な相談、支援をすること。
- 火災報知器の設置については、住民の生命、財産を守る観点から住宅の設備として市が費用・設

置工事に責任を持つこと。

- 指定管理者制度の導入については、経費削減による住民サービスの低下につながるおそれがあるため行わないこと。

4. 空き家対策と居住支援の推進を

- 空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたもとの、空き家の利活用の取り組みが始まり、中心市街地や日吉台では具体的な対策が進み始めている。人口減少対策、まちづくりの点からも重要な施策であるが、大津市の取り組みは全体として遅れており、状況の把握や地元住民との連携をしっかりととり、他都市の事例も参考にしながら本格的に進めること。
- 特定空き家についても条例に基づき、早急に対応すること。
- 大津市居住支援協議会を設立し、社会的弱者に対する居住確保の対策を強めること。

5. 液状化・地滑り地域の災害対策を

- 全国で地震や予想を超える集中豪雨が多発し、甚大な被害が出ている。大規模盛り土造成地分布マップなどで示された、危険地域に対する防災対策を早急に強化すること。
- 宅地の液状化被害可能性マップは、充分検討し、公表に向けて進めること。

6. 環境破壊や近隣住民に不安を与える開発事業をなくすための施策を

- メガソーラーの設置が急速に進み、自然環境の破壊や生活環境への悪影響が問題になっている。市民からの切実な要望でもあった大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例が2017年度に創設された。実効ある条例とするためにも、事業者への適切な指導・監督が行えるよう市の担当部署の体制を充実させること。
- 民間の開発事業が行われる際は、秋葉台地先での開発事業問題を教訓にして、市内での民間事業者による開発事業の許可にあたっては、許可した計画通り進められるよう、開発事業者への適切な指導・監督を行うことができるよう体制や指導の見直し、強化を図ること。
- サイエンスパーク内に、大規模な競走馬育成施設を作る計画が進んでいる。周辺住民からは事業内容が充分説明されていないことに不安の声があがっている。事業者に対し、周辺住民への説明責任を果たすよう、指導を強化すること。

7. 市街地農地保全策の検討を

- 市街地農地は都市環境の保全にとっても重要な役割を担っている。市街化調整区域における規制・誘導策の導入については、森林や農地の保全や周辺の環境、景観維持に努めること。

8. 景観保全に取り組み、歴史的な町家・街道を生かした賑わいのあるまちづくりを

- 街道沿いの景観保全の取り組みや、地区計画の推進などで「まち」の美観を向上させ、観光事業などとも連携したまちづくりを前進させることが重要である。現在の歴史的資源を活用した市内各地での取り組みを、引き続き積極的に支援・推進し、大津の良さを広めること。
- 景観協定、地区計画の策定などが取り組まれ始めているが、限定された地域にとどまっている。大津の歴史ある町並みを守り、まちの活性化につなげるためにも、市民との協働を積極的に進めること。
- 他都市でも取り組まれている、屋外広告物規制の重点地域の拡大など、景観保全の取り組みをよ

りいっそう進めること。

- 大津駅、膳所駅周辺整備については、市のまちづくり全体の中に位置づけ、中心市街地として、景観を大切にし、市民生活の向上や活性化につながるよう事業者働きかけ、住民との話し合いを持つなど、積極的に取り組むこと。

9. 区画整理事業の適切な事業の推進

- 堅田西口土地区画整理事業は予定より遅れて、2019 年度完了を目指しているが、追加的な市の負担が発生しないように適切な事業の進捗管理を行うこと。

10. 安心・安全な公園・広場の維持管理を

- 公園の遊具の安全点検は、子どもたちの安全な遊びを保障する上で欠かすことができない。予算を増額し、早急に点検、修繕すること。市民・管理者からの声にも速やかに対応し、修繕完了の目途についても周知すること。
- 公園の清掃などは公園愛護会に行っているが、草が伸びて見苦しいとの声も寄せられている。まちの美観、観光促進の観点から必要であれば予算の増額を行い、除草回数を増やすなど適切な管理を進めること。

11. ふれあいスポーツセンターの運営改善を

- 障がい者も健常者も、共に気軽にスポーツに親しむことができることを目的とした施設としての役割を果たすことができるよう、利用しやすいレッスンに工夫をするなど、利用する障がい者から寄せられている声を反映した運営に努めること。
- 施設の役割を果たすためにも、指定管理者制度を止め、障がい者福祉に知見を持つ団体などに運営を委託するなど、管理運営について再検討すること。

未来まちづくり部（建設）

1. 地域公共交通の充実を

交通空白地域・交通不便地域が増えている中で、今後のまちづくりにとって、地域公共交通を充実させ、市民の交通権を保障することが求められている。

- 市内各地で公共交通の充実が求められている。策定中の公共交通網形成計画に、それぞれの地域でのニーズや課題を整理し対策を立て明記すること。
- 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームによる、北陸新幹線の全ルートが固まった。整備新幹線建設においては、湖西線が並行在来線として JR から経営分離される可能性がある。湖西線は大津市北部・高島市にとっての唯一の公共交通である。引き続き JR の責任において存続させるよう、JR に働きかけるとともに、JR 湖西線の利用促進に向けた取り組みを部局横断的に進めること。

また、国に対し、法的には根拠のない並行在来線の定義を定めた申し合わせの見直しを求めること。

- 人口が減少している JR 駅において、駅員の配置時間が制限されている。また、ホームからの転落事故防止の最大の方策は、ホームへの駅員の配置である。JR に対し、適切な駅員配置を行うことや、バリアフリー化、ホームの転落防止策に速やかに取り組むよう求めること。
- 志賀地域で実施されているデマンドタクシーについては、料金の改定や運行時間の拡大など収益

率の拡大に向けた改善が行われている。一方で収益率が上がらない場合は試行運転の中止も検討されている。引き続き市によるデマンドタクシーを継続させること。

- 葛川地域をはじめとする北部地域のバス路線、デマンドタクシーの確保のため、引き続き支援をすること。
- 都市計画マスタープランでは、「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを進めるとしている。地域公共交通網形成計画を策定中であるが、市民誰もがどこに住んでいても安心して住み続けられるよう、集落と駅を結ぶ公共交通の構築を図ること。
- 住民の助け合いによる住民の足を確保するための事業が実施されている地域があるが、市民と行政の協働の取り組みとして、事業に対する財政的な支援制度を創設すること。

2. 道路、鉄道などのバリアフリー化の促進へ

- 近江舞子駅など、志賀地域にある JR 駅は、市としてバリアフリー基本構想に位置づけるとともに、合併特例債を活用して、JR の負担分を市が予算化して年次的にエレベーター設置の取り組みを進めること。
- 乗降客が3千人を超えた比良駅については、引き続き一刻も早いエレベーター設置の実現に向けて JR や国・県など関係機関に働きかけること。
- 市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするため、駅のバリアフリー化・ホームへの転落防止策・トイレの整備・駐輪場の設置など、条件整備が一段と進むよう引き続き計画的に支援を行うこと。

3. 利用しやすい駐車場事業の推進を

- パークアンドライドや当日最大料金の導入など、利便性向上の取り組みを進めて効果が現れているところであるが、利用回数の減っている駐車場もある。よりいっそうの利便性の高い公営駐車場の運営を進めること。
- 障害者割引について、対象が障がいのある人であることから、より利用しやすい手続きとなるよう、引き続き改善のため研究を進め、実現に向け取り組むこと。

4. 生活道路の整備促進を

- 自転車と歩行者の交通安全のために、引き続き自転車と歩行者の通行分離を進めること。
- 通学路の安全性向上のため、道路拡張などの対応ができない箇所についても、子どもの安全確保の視点から、車両への注意を促す標識や看板の設置など有効な対策を講じること。高齢者や子どもにも認識できるよう、視覚的に危険を知らせることや危険回避のための表示を工夫すること。
- 段差のない歩道など、誰もが安心して通行できる道路にするための改修・整備を計画的に促進すること。
- 視覚障がい者等の安全通行のために点字ブロック、誘導用線ブロックなどの敷設を計画的に実施すること。
- 草刈りや清掃など、道路の維持管理に住民や団体の協力を得て取り組みを促進すること。
- 葛川地域は国により豪雪地帯として認定されているが、限界集落となっており、私道や屋根の雪下ろし作業など、集落内の自助共助が限界となっている。滋賀県とも連携し、私道や歩道の除雪も、地域限定という条件で実施に向けて取り組むこと。

5. 市道橋改修推進、安全維持の点検・管理を

- 長寿命化修繕計画を進めるために、国からの交付金も活用し、引き続き予算確保に努めること。
- 全国で構造物の落下事故などが起こっており、計画に含まれていない一般橋梁についても、点検をし、順次計画に盛り込み、市民の安全を確保する修繕・管理を行うこと。

6. 琵琶湖大橋の無料化促進へ

- 琵琶湖大橋の償還期限が迫り無料化が課題となっていたが、県が橋の取付道路の拡幅や ETC の導入を決定し、有料が継続されることとなった。一定の周辺整備は県が行うべきものであり、そのための財源も公社にある。今後の市民生活などを考慮し、無料化を先延ばしせず実施するよう県に求めること。

7. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を

ダム依存や、洪水を河川内に閉じ込める治水対策では災害を防ぐことに限界があり、洪水を安全に受け止める流域治水に切り替える対策が必要であることが明らかになっている。

- 近年の予想を遙かに超えた集中豪雨による全国の被害を見ても、県の流域治水計画に対応した、市としての治水対策の指針の策定をすること。
- 一級河川の浚渫を県と連携して行うこと。
- 大戸川については、大雨のたびに水位が上昇し危険な状況になる。引き続き河川の整備・改修などを県に求めること。

企業局

1. 市民負担を増やさない水道事業の安定した運営を

- 一般会計からの繰り入れを行い、料金の引き下げを行うこと。
- 全国の地震による水道施設の被害状況を見ても、早急な耐震化が求められている。国に対し支援の増額を引き続き要請すること。
- 老朽管の敷設替えなど、優先すべき事業から計画に基づいて行われているが、過大な投資にならないよう、引き続き効率化に取り組むこと。

2. 下水道事業の安定した運営を

- 水道水の使用減少で、収益の増収が厳しいことが予測される中、料金の値上げなど市民負担の増加にならないよう、市民の立場にたった効率のよい運営と、引き続き公費の投入を行うこと。
- 不明水の調査、対策の取り組みを、いっそう推進すること。
- 下水道事業の安定した運営のため、国庫負担を削減せず充実するように、引き続き国に要望すること。

3. ガス事業を守り、市民に安全なガスの供給を

- 2017 年 4 月から電気が続いてガス小売全面自由化が始まり、今後、エネルギー競争の激化が予想される。そうした中で、これまで企業局が市民と築いてきた信頼と安心は、何者にも代えがたいものである。官民連携出資会社を設立し、コンセッション方式で新しい運営形態を導入するとしているが、勇み足で踏み出すことが、市民サービスの向上という点でも有効な方法か疑問である。

速やかに市民への丁寧な情報公開を行い、説明責任を果たすべきである。引き続きガス事業の安定運営に努めるとともに、経営状況の市民への情報公開を行うこと。

- 福島原発事故以降、環境に優しいエネルギーが注目される中、環境負荷が少なくエネルギー効率の高い天然ガスへの期待が高まっている。ガスコージェネレーションシステムの普及促進や、天然ガスの有効活用を積極的にPRする取り組みを強めること。
- 2016年度のガス事業会計は5億156万円の純利益となり、内部留保金は93億8千万円となった。新しい運営方法に移行する際、これら積立金は、新会社の運営に活用することなく、市民への還元の方策を積極的に検討すること。

4. 市民のライフラインを守る職場環境の改善と人材育成の推進を

- 企業局が担う事業は市民の健康で衛生的な生活を支える、きわめて公共性の高い事業である。市民生活を支える事業として、不祥事から信頼を回復する取り組みを進める必要があり、幹部を先頭に風通しの良い、職員のやる気を引き出す職場環境づくりに、具体的に取り組むこと。
- 職員の技術、専門的知識の取得・向上は、市民に対する安全、安心の事業を推進する上で欠かすことができない。人材育成に引き続き取り組むこと。
- 包括的外部委託が進められている。外部へ委託することになれば、職員の人材育成や、市民の状況の把握、要望を聞いて事業を進めることが疎かになる恐れがある。効率化を優先した外部委託は行わないこと。

5. 生活困窮者に対する料金減免制度の創設を

- 一般会計からの繰り入れを行い、生活困窮者に対する料金減免制度を創設すること。
- 料金滞納者への対応は、公営企業は営利目的ではないという観点から、機械的対応とならないよう、事情などを丁寧に把握し、福祉施策へつなぐ庁内連携の体制を強化すること。

教育委員会

1. いじめを乗り越え、安心して学び成長できる学校へ

1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを

①子どもの最善の利益を守り、成長を支える教育を

- 「子どもの権利条約」の精神に則り、子どもたち自身が自分のこととして、子どもの権利を、わかりやすく丁寧に学べる時間を確保すること。
- 子どもたちをはじめ学校、家庭、地域においても「子どもの権利条約」について、理解し徹底できるようわかりやすいパンフレットなどを作成するとともに、虐待、貧困、不登校など、子どもからの相談窓口の周知を図るよう他部局と連携すること。
- 地域との協力を得ながらあらゆる場面を活用して子どもたちの発言を保障し、子ども同士や周囲の大人との相互理解、信頼、連帯感を深められるよう子ども主体の自主的活動を増やすこと。
- いじめの相談や情報が寄せられたり、校内での事故が発生した際には、まずは子どもの命が最優先という原則を共通認識とし、教育委員会・教職員に徹底、連携・協力の体制で取り組むこと。
- 「いじめ半減」などの成績主義、取り締まり的な対応ではなく、いじめの未然防止と言うのであれば、子どもたち一人ひとりに目が行き届く、教職員の体制強化をはじめとした学校現場への支援を強めること。

②教職員の労働環境改善へ取り組みの強化を

- 業務の ICT 化が進められているが、その成果の検証や必要な改善を図りながら、抜本的に超過勤務を軽減・解消するためのあらゆる措置を講じること。
- 様々な学校課題の解決が困難、深刻さを増す中、休職者が増加していることから、課題への対応について個人任せにせず、組織としての課題解決に向けた取り組みを進めていくこと。
- 過労死ラインまでの長時間勤務が常態化している教職員が存在することを再認識し、心身の健康チェックに配慮した組織対応や、ストレスチェック制度を活かして、専門職の協力を得ながら指導、改善策を検討すること。
- 部活動の指導による過労が問題化している。実態の把握に努めること。
- 子どもたちの健やかな学習活動と、教員の子どもたちと向き合いふれあう時間を保障するために、さらなる少人数学級の推進や複数担任制の促進、フリー教諭の配置、養護教諭の複数配置、子どもたちの悩みや不安の相談にあたるスクールソーシャルワーカーの配置など、学校現場の職員体制の整備に取り組むこと。
- 現場の実態に相応しい職員が配置されるよう、県に対して強く要望すること。
- 不祥事に対する事実の調査・検証は重要であり、その背景にある労働環境や職場の人間関係、家庭の問題など、現場と共に教育委員会も情報や認識を共有しながら、現場が主体となり再発防止に向けた取り組みを行い、教育委員会は適切な支援を行うこと。
- 学校用務員の人員削減、委託化が進められているが、学校環境の整備や学校運営の円滑化のために果たす役割は大きい。学校は教員のみならず、養護教諭や事務職員、用務員といった他職種の大人の支えがあってこそ、子どもたちの豊かな成長が実現できる。あらためてその役割を認識し、学校用務員の職務内容の徹底、研修の強化を行うとともに、正規化に向けて取り組むこと。

2) 一人ひとりが健やかに成長できる教育の保障を

①学校教育の環境整備の充実を

- 小中学校の統廃合については単に児童数だけで判断するのではなく、地域性も様々であることから、地域住民の納得のいく形で進めること。
- 行き届いた教育の保障のため、引き続き 30 人学級の早期実現に向けて、国・県に強く働きかけること。市においても、独自のさらなる少人数学級実現に取り組むこと。
- 中学校給食の実施にあたり、東部学校給食共同調理場の移転新築が本格的に始まる。経費節減先にありきではなく、市民が望む「安全でおいしい」「地産地消」「防災機能」などを実現し、子どもたちの健やかな成長を助ける給食の実施に向け、市が責任を持ってチェックすること。
- 中学校給食の実施については、学校現場の要望や子どもたちの実態を聞き取り、円滑な導入に努めること。
- 学校図書館の充実のため、すべての学校に専任の学校司書が常時配置できるよう、国・県にも財政支援を求めながら、市としても拡充を図ること。
- 図書購入費や書架など図書館施設整備のための予算を増額し、抜本的な改善で充実させること。
- 学校施設の大規模改修が順次進められているが、体育館の床や照明施設、清掃用具などの老朽

化、不具合が多く多くの学校で見受けられる。適切な管理を行うためにも、定期的な学校巡回により、速やかに適切な改修、補修、補充を行えるよう予算を増額すること。

②経済的格差を持ち込ませない教育へ

- どの子どもも等しく教育を受けることができるように、就学援助の基準を生活保護基準額の1.5倍に引き上げることを検討すること。
- 2010年度から就学援助費の支給品目に加わった3項目（クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）を対象に加え、保護者の負担軽減を図ること。
- 新入学用品費（入学準備金）は、入学前の実際に必要な時期に支給できるようにすること。
- 就学援助費給付のための国庫負担割合を増やすよう、国に強く求めること。
- スクールランチおよび志賀・葛川中学校の給食費についても、就学援助の対象とすること。
- 制服代の保護者負担が大きい。すべての学校において「制服リユース」が行えるよう支え、保護者への周知を図ること。
- どの子どもにも希望する就学を保障していくことは、貧困の連鎖を断ち切り個人の能力を開花させていく上でも、ひいては社会の発展にとっても重要なことであり、国に対し給付制の奨学金制度の創設を求めるとともに、大津市でも給付制奨学資金の制度を拡充すること。

③子どもや学校の自主性を重んじ、民主主義を守る教育の推進を

- テスト学力の重視や、競争を助長することにつながる全国一斉学力テストへの参加は中止すべきである。また、子どもたちの競争を煽り、発達の歪みを引き起こすことが懸念される学校ごとの結果公表は行わないこと。
- 全国一斉学力テストの予算は、一人ひとりの子どもの学力を定着させるための予算に振り替えるよう国に求めること。
- 国の方針に先駆けて市内小学校では英語教育が本格導入されたが、子どもたちの学びの実態や、教員の取り組み状況、時間配分などをきちんと把握し、現場の声を反映して、教職員にとっても子どもたちにとっても無理のない取り組みとなるよう、現場への支援を強めること。
- 教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が保障されなければならない。そうした教育が各学校において民主的に運営されるために、教育委員会は管理や統制ではなく、支援を行うこと。
- 本年より18歳まで選挙年齢の引き下げが行われた。高校生の政治活動の制限・禁止は憲法違反であり、高校生に政治活動の自由があることは明確である。若者が政治に関心を持ち、自覚的に選挙権を行使できるように、義務教育の時期から、主権者としての自覚と成長を支える教育を、あらゆる場面を捉えて実施すること。
- 学校現場への日の丸・君が代の強制は行わないこと。
- 道徳教育は、子どもを管理するものではなく、すべての人に人間の尊厳があることを土台にし、子ども一人ひとりの選択による価値観形成を大切にすることが基本である。憲法や子どもの権利条約などの学習、いじめや人間関係のトラブルなどをみんなで解決していくクラス討論や学校行事などの自治活動などの教育全体を通して市民道徳の教育が行われるようにすること。
- コミュニティ・スクールは、地域に根ざし地域に支えられる学校づくりにより、豊かに展開できる可能性がある。一方で教職員に調整や設定のための負担が増えることは本末転倒であり、必要な体制整備を行うこと。

④誰もが等しく教育を受けられる環境の充実を

- 教育現場においては、偏見や差別をなくす教育を進めるだけでなく、一人ひとりの存在そのものを認め合い、大切にすることを育むため、様々な場面を活用した取り組みを重視すること。
- 特別支援学校のマンモス化に対応して、引き続き県に対し、大津市南部に特別支援学校の新設を要望すること。県の対応が行われないようであれば、市立の特別支援学校の設置を検討すること。
- 特別支援学級は、子どもたち一人ひとりの学習権を保障するために、教員の複数配置など実態に即した適切な体制を県に求めるとともに、当面、市独自で配置すること。
- 不登校の児童生徒について、一人ひとりの学習権を保障するため、その子どもに応じた対応ができるようフリー教諭など教職員の配置を行うこと。
- 医療的ケアの必要な児童生徒の通学について、子どもの学習権を保障し等しく教育を受けられるよう、必要に応じて福祉との連携で送迎の体制を整備すること。
- 困難を抱える子どもや保護者、教職員の相談に応じたり、支援を行うスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを専門性のある正規職員としてすべての小中学校に配置すること。
- 新学習指導要領に盛り込まれたプログラミング教育は、IT 技術の進展などもあり否定するものではないが、その目標を国家の人材育成とすることは、本来の教育の目標である一人ひとりの「人格の完成」とは逆転する。子どもたちの成長・発達段階にはその時々につけるべきこともあり、IT の取り扱いによる視力などの健康被害や体力低下も危惧される。さらには経済的貧困が教育的貧困につながることも深刻化している。そうした懸念を払拭できる条件整備もなく、拙速にプログラミング教育を導入しないこと。

⑤災害に強い学校づくりの推進を

- 子どもたちの命を守ることを第一に、実践的な防災訓練の取り組みを強めること。
- 災害時には教職員が判断を求められることから、平時からあらゆるシミュレーションのもと、正確な情報の入手と伝達の仕組みづくりや、教職員の連携を徹底しておくこと。また、支援を必要とする子どもの安全確保のための体制を確立すること。
- 災害時には、学校が避難所となることから、情報収集や通報など対策本部の機能を果たすための機材や備品の整備を、早急に進めること。

2. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を

①地域コミュニティの拠点として公民館の充実を

- 公民館は、生涯学習の場であるとともに、その地域での「まちづくり」「コミュニティづくり」の拠点となっている。社会教育法に基づく社会教育施設としての公民館の位置づけを明確にし、コミュニティーセンター化はしないこと。
- 公民館は市民センターの併設施設として、学校施設同様、災害時の市民の避難場所となっている。耐震改修を進めるとともに、老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うこと。
- 小松公民館の建設については、地域住民との意見調整を行い、早期に建設計画を立てること。
- 公民館を利用する際のカギの受け渡しは、市民センターの閉所日（土日祝）の場合は前日に行わなくてはならず、都合がつかないなど不便であるため改善策を検討すること。
- 条件付きの利用者団体登録は撤回し、市民の様々な社会教育活動を保障して、公民館が地域コミュニティの拠点としての役割が果たせるよう、地域住民との丁寧な関係づくりや連携協力に

努めること。

- 社会教育の拠点としての生涯学習センターの貸館については、市民による様々な社会教育活動の自主性を尊重し、市民の権利を阻害することにつながる市民活動への干渉や制限は行わないこと。

②豊かな公立図書館の実現へ

- 市立図書館のあり方については、図書館協議会の意見や図書館職員へのアンケート結果を尊重し、公立図書館としての機能を充実させるための検討を重ねること。
- 市民の知る自由を保障し、市民文化や芸術を支え、社会教育の拠点としての図書館の役割を再認識し、図書館の長期構想を持つこと。
- 公的な役割を果たすために指定管理者制度の導入は行わないこと。
- 深刻化する書庫の不足に対応するため、場所の確保、適正管理を行うための施設整備に速やかに着手すること。
- 施設の老朽化も著しいことから、施設改修のための予算を抜本的に増やし計画的に進めること。
- 本市の図書館予算や図書の貸出数は県内でも最低レベルである。図書購入費を増額するとともに、図書館司書の資格を有する正規職員の配置を行うこと。
- 図書の貸し出しを補う移動図書館を抜本的に増やすこと。

③市内の重要遺跡や史跡の整備促進を

- 近江大津宮跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。
- 歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある遺跡や史跡は、可能な限り市民や地域との協働事業として、保存をはじめとする取り組みを支援すること。また、一定面積の用地確保ができたものについては、暫定的に整備を行い、市民に開放すること。
- 発掘が行われた文化財や史料については、収納・展示などの場所が不足しているため保存・活用のための施設整備などを検討すること。

④郷土の歴史を知り、情報発信の場としての歴史博物館の充実を

- 市内の身近な歴史・文化・史跡などに関わる展示や、市民と協働の企画展の充実を図ること。
- 市域外への発信のみならず、市民への情報提供、広報活動を強化すること。
- 展示物の破損を防ぐためにも、施設改修を順次進めること。

消防局

1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を

- 台風の大型化や集中豪雨などの頻度が増してきている。災害対応の強化・充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員を図ること。
- 国家資格の救急救命士および認定救急救命士の資格を積極的に取得できるようにするとともに、予防技術資格者（消防庁告示）についても増員を図ること。また、新人研修期間を想定して、職員の増員を行うこと。
- 中消防署の移転先については、市長部局との連携を強め早急に決定すること。
- 北消防署に、山岳事故や水難事故等の救助事故に対応できる資機材の充実を図るとともに、専任救助隊の配備に努めること。
- 有給休暇については取得できるよう努力されているが、職員研修の時期の関係などから、改善

が困難な状況にある。市民の命を守る消防職員の健康管理のために、有給休暇などがしっかりと取れるよう消防職員の増員を図ること。

2. 消防団、自主防災組織、地域の活動への支援充実を

- 地域の消防団の資機材充実のための予算確保とともに、活用のための訓練に、積極的に取り組むこと。
- 自主防災組織への補助充実を引き続き行うとともに、消防団経験者が自主防災組織に積極的に参加できるよう支援し、消防局・消防団・自主防災組織・市民がよりいっそうつながりを強め、防災活動にあたれるようにすること。
- 福知山花火火災をきっかけに、イベント等を催す際には、事前の届け出が必要とされている。未届けで開設している露店に対し、指導と周知徹底を図ること。

3. 地区防災計画の策定に向けて、危機防災課とも連携した支援を

- 各学区での地区防災計画が策定できるよう、支援すること。

4. 火災報知器の設置促進の支援を

- 住宅用火災警報器の設置義務化で設置率が向上してきたが、引き続き設置率向上に、取り組みを強めること。
特に火災による高齢者などの犠牲が多いことから、取り付け作業が困難な方に対し、各消防署が取り付け支援を行っていることの周知を図ること。
- 低所得者などに対して、補助制度をつくるなどの対策を検討すること。とりわけ市営住宅の設置について、都市計画部とも連携し予算措置を行うこと。
- 電池切れや時間経過による不備がないかなど、管理面での指導・周知も行うこと。

5. 救急車の有料化は行わないこと

国の財政制度等審議会が、救急車の一部有料化を検討するよう財務相に提言した。政府は、救急車を呼ぶ世帯の増加や、救急搬送者に軽症者があることを理由にして、救急車の有料化、通報段階で患者の「緊急性」を選別して切り捨てる「トリアージ（治療の優先順位の選別）」の導入など、「命の格差」を拡大する改悪を検討している。

- 緊急を要する患者の救命に影響が出る事態も懸念されており、誰もが安心して医療にかかれる制度にするため、救急車の有料化は行わないこと。